

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年12月17日（金）
午前9時26分 開会
午後2時14分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 田中 藤一郎
副委員長 岡本 昭治
委員 芦田 竹彦、上田 伴子
芹澤 正志、福田 嗣久
前野 文孝、義本 みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 田中 藤一郎

文教民生委員会・文教民生分科会次第

日時：2021年12月17日（金）9:30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査（別紙：議案付託表・分科会分担表）

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

(4) その他

4 報告事項

(1) 豊岡市地域福祉計画の策定について（社会福祉課）

(2) 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者指定事務について（スポーツ振興課）

(3) 豊岡市立総合体育館大規模改修工事について（スポーツ振興課）

5 閉 会

文教民生委員会名簿

2021. 12. 17

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	田 中 藤一郎
副 委 員 長	岡 本 昭 治
委 員	芦 田 竹 彦
委 員	上 田 伴 子
委 員	芹 澤 正 志
委 員	福 田 嗣 久
委 員	前 野 文 孝
委 員	義 本 みどり

8 名

【当 局】出席者に着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	惠後原孝一
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長	成田 和博
生涯学習課参事	土生田祐子	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課長	米田 紀子	竹野振興局 市民福祉課長	岡田 貢
文化振興課参事	藤原 孝行	日高振興局 市民福祉課長	川端美由紀
文化振興課参事	橋本 明宏	日高振興局 市民福祉課参事	西松 秩里
新文化会館整備推進室長兼都市整備課参事	櫻田 務	出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
スポーツ振興課長	池内 章彦	出石振興局 市民福祉課参事	午菴 晴喜
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

6 名

4 名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部長	原田 政彦	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	宮田 裕史	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	木之瀬晋弥
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課参事	和田 征之	教育総務課参事	大谷 康弘
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課長	和田 晃典
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	坂本英津子
健康増進課参事	三上 尚美	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	武田 満之	こども教育課参事	惠後原博美
		こども育成課長	木下 直樹
		こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	山本加奈美
		こども育成課参事	吉谷 孝憲

8 名

8 名

【事 務 局】

合計 35 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼調査係長	小崎 新子

令和3年第6回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 報告第19号 専決処分したものの報告について
- 専決第16号 損害賠償の額を定めることについて
- 第126号議案 豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 第127号議案 豊岡市竹野B & G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者の指定について
- 第128号議案 豊岡市立日高文化体育館の指定管理者の指定について
- 第129号議案 豊岡市立但東中央体育館の指定管理者の指定について
- 第130号議案 豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 第131号議案 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定期間変更について
- 第132号議案 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定期間変更について
- 第133号議案 豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について
- 第134号議案 豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について
- 第135号議案 豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 第136号議案 豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者の指定について
- 第150号議案 豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について
- 第151号議案 豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第152号議案 豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第153号議案 豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第156号議案 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第157号議案 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第158号議案 豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例制定について
- 第159号議案 豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例制定について

- 第160号議案 豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第162号議案 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 第163号議案 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
- 第164号議案 令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第165号議案 令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 第166号議案 令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第17号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）
- 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）

文教民生委員会重点調査事項

2021. 11. 18

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

午前9時26分 委員会開会

○委員長（田中藤一郎） それでは、少し時間前ですが、早速、文教民生委員会・分科会を開催したいと思います。

今年も早いもので、本当に12月です。何かあつという間に12月を迎えて、特に選挙後はもうばたばたとしてますと本当に師走ということなので、雪が降る前に終わりたいなとは思っておりますけれども、皆様方と細部までのしっかりとした協議をしていながら1年を締めくくりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計に関する予算関係議案につきまして、予算決算委員会に付託され、当委員会は文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事進行は、委員会と分科会を適宜に切り替えて行いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

岡本副委員長。

○委員（岡本 昭治） ほんの少し時間をいただきたいと思えます。当局の方は、あまりびんとこないかも分かりませんが、委員の方にちょっとご報告申し上げたいことがあります。

会派豊義会を代表しまして、皆さんにちょっとご報告をさせていただきます。

昨日、予算決算委員会において、今議会提出議案の中に浅田議員が会長を務める豊岡体育協会への指定があります。それに対して、皆さんのご疑念を抱かせさせた責任として体育協会長の職を辞する手続を進めさせていただきたいという本人の申出がありますので、ご理解をいただきたいと思えます。審議に当たりましては、委員の方々のご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしくお願いをいたします。

それでは、これより協議事項1番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された、令和

3年度豊岡市一般会計補正予算についての説明、質疑、討論、表決を行います。

その後、報告を挟み、委員のみで、委員会及び分科会意見の要望の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事を行って、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

また、委員会での発言は、委員長の指名の後、必ず課名と名字を名のっていただき、マイクを使用させていただきたいと思えます。

それでは、まず、報告第19号、専決処分する報告について、専決第16号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の5ページをご覧ください。報告第19号、専決処分したものの報告についてご説明いたします。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により専決処分したものににつきまして、地方自治法の規定により議会に報告するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。専決第16号、損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

本件は、令和3年10月28日午前10時20分頃、豊岡市高屋880番地の7において発生した車両の物損事故に係る損害賠償について、相手方との合意が得られましたので、令和3年11月22日付の専決処分により損害賠償の額を決定し、示談を行ったものでございます。

詳しくは、事前にお配りしました資料、図面になりますが、基づき説明をさせていただきます。

上段の位置図をご覧ください。事故発生場所は先ほども説明しましたが、豊岡市高屋になります。

下段の事故現場図をご覧ください。

○委員長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） よろしいですか。

下段の事故現場図をご覧ください。介護保険料徴

収員であります高年介護課職員が訪問徴収の帰りに、所有者の許可を得て通行していた私道から豊岡市道高屋戸牧線に合流しようとしたときに、運転者から見て左側にブロック塀があるのですが、運転者が高屋戸牧線に合流することに気を取られ、周囲の確認が不十分であり、ブロック塀があることに気がつかず、左折をする際に物損事故を起こしてしまいました。ふだんから公用車を運転する際、運転する前後には十分周りを確認するよう指示をしておりましたが、今回、事故を起こしてしまいました。

この事故により、高年介護課、社会福祉課、健康増進課の健康福祉部3課の課長が集まり、部全体として事後対策について協議を行い、事故原因等の情報共有、各課への周知等、改めて事故防止の確認を行いました。

もう一度、7ページにお戻りください。

相手方及び事故の概要につきましては、下段に記載のとおりです。過失割合は市側が10割、損害賠償額は7万2,600円でございます。

今後このようなことがないよう、運転前後の周囲を確認を徹底し、安全運転に努め、事故の再発防止を図ってまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、特にご異議がありませんので、報告第19号、専決16号は、了承すべきに決定いたしました。

次に、第126号議案、豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理の指定について、ほか4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） では、議案書の61ページをご覧ください。第126号議案、豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者の指定につきましては、引き続き、現指定管理者であります豊岡体育協会を指定しようとするものです。

指定期間は、令和4年4月1日から5年間としております。

管理を行わせようとする公の施設の概要等を次ページ以降に載せておりますので、ご清覧ください。

続きまして、65ページをご覧ください。127号議案、豊岡市竹野B&G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者の指定につきましては、引き続き、現指定管理者である全但バス株式会社を指定しようとするものです。

指定の期間は、令和4年4月1日から5年間としております。

管理を行わせようとする公の施設の概要等を次のページに記載しておりますので、ご清覧ください。

続きまして、69ページをご覧ください。第128号議案、豊岡市立日高文化体育館の指定管理者の指定につきましては、引き続き、現指定管理者である特定非営利活動法人コミュニティ日高を指定しようとするものです。

指定の期間は、令和4年4月1日から5年間としております。

管理を行わせようとする公の施設の概要を次のページ以降に載せておりますので、ご清覧ください。

続きまして、73ページをご覧ください。第129号議案、豊岡市立但東中央体育館の指定管理者の指定につきましては、引き続き、現指定管理者である株式会社シルク温泉やまびこを指定しようとするものです。

指定の期間は、令和4年4月1日から5年間としております。管理を行わせようとする公の施設の概要等を次のページに記載しておりますので、ご清覧ください。

続きまして、77ページをご覧ください。第130号議案、豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者の指定につきましては、引き続き、現指定管理者である株式会社シルク温泉やまびこを指定しようとするものです。

指定の期間は、令和4年4月1日から5年間としております。

管理を行わせようとする公の施設の概要等を次

のページに記載しておりますので、ご清覧ください。
説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 細かいことですが、指定管理の、今、5件ありまして、ちょっとお尋ねしたいんですけども、指定管理者はどこまで管理をして、何ていうのかな、どこまでの部分を管理する責任がついとるんかいな、どういう。

○委員長（田中藤一郎） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） その施設を市に代わって管理をしていただくということですので、その管理の運営、それから施設管理全てということになります。利用調整もですし、あと、施設によれば、利用料金制で料金もその施設で受けていただくというふうなこともあります。

○委員（福田 嗣久） はい。市に代わって全てを管理し、そして利用料金なんかは処理できたら自分のところであると。使用者がこんな問題がありますよというのは、ほんなら指定管理の責任つちゅうことですか。使用される人が例えば何か瑕疵があって、それは市のほうへ持っていくのか。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか、池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 責任とはどの部分のことを。

○委員（福田 嗣久） どの部分というか、例えば、この部分がちょっと問題だねつちゅうのが市に言うていくんか、それとも指定管理者に言うていくんかということです。ルートからいうたら。

○委員長（田中藤一郎） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 内容にもよるとは思いますけども、それは、一義的にはその施設に何かあって申し出たいことがあれば指定管理者のほうに言うていただいたら、指定管理者が自分のところで処理ができないことであれば、市のほうと双方、相談をしながら処理をしていくということになると思います。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 費用的なことは市が負担するんですか、もちろん。

○委員長（田中藤一郎） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 指定管理料の中に修繕等の金額も一部枠は入ってますので、それは契約の中で指定管理者のほうで処理をする部分と、そこでは賄えない分については市のほうで今度予算化をして、市のほうが修理をするというふうなことになってます。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それは割合でどれくらいあるんですか。1割ぐらい、修繕費とかその辺は。例えば指定管理料が500万円としましたらね、決まったものはなしに、そういう規約があるんでしたかな。

○委員長（田中藤一郎） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） ちょっと各施設によって違うんですけども、リスク分担の金額を指定管理料の中に含めてしてますので、高いところであれば、100万円を超えるような金額をリスク分担の修繕に充てる金額というものを指定管理料に入れるところもありますし、50万円程度のところも、施設によってそれは違いますけども、そういう金額を指定管理料の中に入れて、それをを超える分で大きなものについては市のほうで対応するというようにしています。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 個々に取決めをされて、要するにその条件を交わしておられるということですね、そういうことですね。はい、分かりました。

○委員長（田中藤一郎） よろしくお願ひします。
そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第126号議案から第130

号議案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第126号議案から第130号議案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、131号議案、豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定期間変更について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 81ページをお願いします。131号議案、豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定期間の変更につきましては、総合体育館の大規模改修工事を予定をしておることから、工事が完了するまで一体管理をしています市民体育館と併せて現指定管理者の指定期間を2年間延長し、令和6年3月31日までとしようとするものです。

管理を行わせようとする公の施設の概要等を次のページに記載をしておりますので、ご清覧ください。

続きまして、85ページをご覧ください。132号議案、豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定期間変更につきましては、当該施設の指定管理は、隣接する県立但馬ドームと一体的に行っており、県によりドーム棟の大規模改修工事が完了するまで現指定管理者による指定管理を行うこととされましたので、市も同様に指定の期間を1年間延長し、令和5年3月31日までとしようとするものです。

管理を行わせようとする公の施設の概要等は次のページに記載しておりますので、ご清覧ください。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第131号議案から第132号議案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第131号議案から第132号議案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、133号議案、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） お手元の議案書89ページをご覧くださいと思います。133号議案、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について、ご説明をさせていただきたいと思います。

当該3つの健康福祉センターにつきましては、それぞれございますように、平成30年12月26日に、平成31年4月1日から今年度末までの3年間を指定期間として議決をいただいていたところがございます。

豊岡健康福祉センターの在り方を見直す過程におきまして、これまでからも旧町にある健康福祉センターにつきましては、一定の方向性が出るまでは指定管理期間の延長なども検討しながら、現状のまま維持するというところで検討していきたいということでご説明させていただいております。今議会におきまして、豊岡健康福祉センターにつきましては、行政財産として継続利用する方向で政策決定ということになりましたが、その他の健康福祉センターにつきましては、継続使用も含め、地域の活性化に資する有効な活用策を引き続き検討することとしていることも含めまして、1年間指定期間を延長

させていただきたいというものでございます。

施設の概要につきましては、91ページ以降をご清覧いただきたいと思います。

続きまして、議案書93ページをお願いいたします。134号議案、豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更についてです。これにつきましても、平成28年12月27日に、平成29年4月1日から今年度末までの5年間の指定期間として議決をいただいていたものを1年間指定期間を延長しようとするものでございます。

施設の概要等につきましては、95ページ以降をご清覧いただきたいと思います。

本議会でご承認いただきますと、もともと来年度末が指定期間として議決をいただいております、豊岡、そして竹野の健康福祉センターと合わせて、6センター全ての指定期間が来年度末ということになってまいります。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第133号議案から第134号議案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第133号議案から第134号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、135号議案、豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 97ページ、135号議案、ご覧いただきたいと思います。豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理

について、ご説明をさせていただきます。

指定管理者の候補者を現指定管理者の株式会社エヌ・エス・アイとすることといたしまして、指定管理者選定審査会を経て選定させていただいたところでございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とさせていただいております。

次の、99ページをご覧いただきたいと思います。こちら以降に管理を行わせようとする公の施設の概要、それから、管理業務の内容及び団体の概要を記載いたしております。

この中で、1、公の施設の概要の中の（4）、主な内容でございますように、こちらの施設につきましては、ご承知のとおり、温水プールや健康スタジオを備えた施設となっております。先ほどご説明いたしております、同じ健康福祉センター条例に位置づけております、ほかのセンターとは性格を異なる施設ということになっておりますので、補足をさせていただけたらというふうに思っております。説明は以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） このエヌ・エス・アイは、今、ほかの施設とは違うということで理解できましたけれども、この分についての、エヌ・エス・アイに対する指定管理料は幾らなのか。それから、この施設だけの収支は分らないのじゃないかと思うんですけど、収支なんかはどういうふうに把握されるのか。また、使用状況で、何ていいますか、市民の皆さんの評判はどうなのか、その辺を少し教えてくださいませんか。

○委員長（田中藤一郎） 宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 指定管理料につきましては少しお待ちいただけたらと思いますが、市民の方の評判といたしましては、いいのか悪いのかというのは別といたしまして、そんなに混雑してなく

て利用しやすいかなというふうなことはいただいております。こちらは喜ぶだけでもいけませんので、これは指定管理事業者と併せまして、しっかりと事業につままして利用が増えるように進めていきたいなというふうに思っております。

指定管理料ですが、10月の選定委員会で、債務負担の範囲内で応募をいただいております。少しお時間いただいでよろしいでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） はいはい。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） その間に、評判はいいか悪いか分からんけど、利用しやすい、混雑してないか。インストラクターさんは何人いらっしゃるんか、それも教えていただいで。書いてある。これは全部。全部で、日高に5人おんなるんかな、そういうことで。後からにしようか。

○委員長（田中藤一郎） 宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） すみません、お言葉に甘えさせていただきまして、後で資料で提出させていただけたらと思いますので、指定管理料、またインストラクター、職員体制、応募いただいでおります資料等を基に、また提出させていただきたいと思ひます。

○委員（福田 嗣久） 利用者が減ってるのかどうか、その辺もね。

○委員長（田中藤一郎） どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） ちょっと補足させていただきます。評判です。

空いてて、ゆったりとしてるといふ話なんですけれども、実は、ここは自主企画をされてまして、特に夏場なんかはスイミングスクール、小学生のスイミングスクール、そういった企画をされていて、非常に定員いっぱい状態で参加をされていて、そこでの評判は非常にいい評判が上がっているというふうに思っております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。後でまた教えていただいたら、先ほどの件は結構です。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第135号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第136号議案、豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の101ページをご覧ください。第136号議案、豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者の指定については、公募により選定した竹野町体育協会を指定しようとするものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から5年間としております。

なお、公の施設の概要等を103ページに添付しておりますので、ご清覧ください。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第136号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第150号議案の審査を行うところですが、先に、第151号議案から第153号議案並び

に第156号議案から第160号議案を審査したいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、151号議案、豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

当局の説明を求めます。

大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。議案書は161ページをお願いいたします。本案は、アイティ7階の豊岡市民プラザ、子育て学習室A、こちらの部屋について、子育て総合センターの4階移転に伴い廃止をするため、条例の一部の改正を行おうとするものです。

164ページをお願いいたします。改正の内容につきまして、条例案要綱により説明いたします。

1の（1）で、市民プラザ事業のうち子育て活動の支援、こちらについて、子育て総合センターの4階移転に伴い、同条例から削ることとしています。

また、（2）で、施設の名称と利用料金の限度額を定めております別表について、子育て学習室Aを削ることとしています。

2の附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしています。

165ページには新旧対照表を掲載しておりますので、ご清覧ください。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第151号議案は、原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、第152号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 167ページをご覧ください。第152号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、コンビニ等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明の請求を行えるようにするため、所要の改正を行おうとするものです。

170ページをご覧ください。条例案要綱により、ご説明いたします。

改正の内容は、第12条関係で、多機能端末機により印鑑登録証明の請求ができることとする規定を加え、これに伴う所要の規定の整理をするものです。

2の附則において、この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。

171ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第152号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第153号議案、豊岡市国民健康保険条例

の一部を改正する条例制定について議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 続きまして、173ページをご覧ください。第153号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、産科医料補償制度における掛金の引下げに伴い、出産育児一時金の基本額及び加算額の限度額を改めるため、所要の改正を行おうとするものです。

産科医料補償制度における掛金の引下げにつきましては、令和4年1月1日から現行より4,000円引き下げられること、また、社会保障審議会医療保険部会のほうにおいて、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を42万円に維持すべきとされたことを踏まえて、健康保険法施行令等の一部改正政令によりまして、同令の36条に規定する出産育児一時金が令和4年1月1日から現行より、こちらは4,000円引き上げられることになっております。

本市においては、出産育児一時金の基本額を健康保険法施行令の出産育児一時金相当額に、そして、出産育児一時金の加算額を産科医料補償制度の掛金相当額に設定をしていることから、国と同水準の改正をしようとするものです。

176ページをご覧ください。条例案要綱によりまして説明いたします。

改正の内容は第3条関係で、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に、加算額の上限を1万6,000円から1万2,000円に改めようとするものです。

2の附則では、施行期日を令和4年1月1日とし、改正後の条例の規定は、施行日以後の出産について適用することとしています。

177ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（芦田 竹彦） すみません、教えてください。

○委員長（田中藤一郎） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 今の出産一時金の件なんですけども、加算額については理解できます。全国一律で42万円ということがあるんですけども、この42万円の適用年はいつから。平成17年からという理解でいいんですかね、それから変わってないのか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） すみません、しばらくちよっと時間をください。

○委員長（田中藤一郎） はい。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） すみません、すぐ出てきませんので、後の資料提供でよろしいでしょうか。

○委員（芦田 竹彦） それで結構です。

○市民課長（恵後原孝一） すみません。

○委員長（田中藤一郎） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第153号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第156号議案、豊岡市立小学校及び中学校設置に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 191ページをお願い

いします。第165号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

本案は、竹野小学校、中竹野小学校及び竹野南小学校の統合に伴い、小学校及び放課後児童クラブの設置に関する規定等を整備する必要があるために提案するものでございます。

194ページをお願いします。改正内容につきましては、条例案要綱でご説明をします。

1の(1)、改正内容です。中竹野小学校及び竹野南小学校を廃止するものでございます。

(2)、放課後児童クラブにつきましては、中竹野と竹野南を廃止しますが、竹野南地区の児童や保護者の送迎の負担を軽減するために、新たに竹野第2放課後児童クラブを設置するものでございます。これによりまして、竹野には、竹野小と合わせて2か所放課後児童クラブが設置されることとなります。

(3)の豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部の改正につきましては、竹野第2放課後児童クラブを、竹野南地区コミュニティセンターの研修室を放課後児童クラブの活動時間に使用するために改正するものでございます。

2の附則につきまして、条例の施行を令和4年4月1日とすること。学校施設の使用料は、中竹野小学校が普通財産となりますので、屋外運動場の照明施設から除外するものでございます。

その他につきましては、新旧対照表をご覧ください。説明は以上です。

○委員長(田中藤一郎) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

はい、上田委員。

○委員(上田 伴子) 放課後児童クラブについてお聞きします。

以前、奈佐小学校が統合されたときに、奈佐小学校の児童クラブが五荘の児童クラブのところに行くのは遠いからということで、そこのところってというようなことがあったんですけども、そのときはコミュニティで児童クラブを開設してもらうんだ

ったらできるけども、放課後児童クラブ自体は統合した小学校のそばでないと児童クラブは開設できないということで、結局、何人かの方が、やはり五荘の小学校の児童クラブまで迎えに、学校から子供が直接児童クラブに歩いていったりとかするので送りは要らないけれども、迎えにいかなければならない。そしたら、五荘のところまで迎えに行くのは、結構、奈佐だったら、おうちからおじいちゃん、おばあちゃんとかでも行けたけども、五荘までは行けれへんというような方がるので、何とか小学校とは離れてるけども奈佐のほうにできないかというようなことで、いろいろあったと思うんですけども、そのときの答弁の中で、小学校のそばでないとできませんということであったんですけども、これは結局、今度統合する竹野小学校のところじゃなくて、第2クラブを小学校とは離れたところに開設するということですか。

○委員長(田中藤一郎) 吉本参事。

○こども育成課参事(吉本 努) 今回の部分は竹野南ということで、竹野南コミュニティセンターを使って放課後児童クラブを開設させていただいたということをご提案させていただいています。

今までのスタンスとしましては、基本的には小学校校区に1つのクラブというふうなことで豊岡市の場合には運営してまいりました。今回の部分は、ある意味、特例的な部分の考え方を持っておりまして、竹野南の一番奥と言ったら失礼なんですけども、そこから、例えば竹野の小学校のクラブのどこまで送迎をしようとするか20キロあるというふうなことで、逆に子供さんの部分の20キロの、例えばクラブから家に帰るまでの時間を考えるとかなり遅くなるというふうな可能性もあるというふうなこととか、やはりお迎えの部分の状況をいろいろお聞きしておりますと、圧倒的に豊岡方面に通勤をされていて、そちらのほうから竹野の南のほうにお迎えに行くほうが良いというふうな声も非常に多くいただいているというふうなこととか、いろいろなことを総合的に考えますと、竹野南というふうな形のもので設置するほうが良いだろうと。それは特に地区

からのご要望も非常に強くいただいたというふうなこともございまして、その辺りを総合的に勘案して、竹野南のほうには今回新たに設置をさせていただこうということにしております。

もともと学校の部分で、近隣もしくはその近接地というふうな考え方は、小学校とのやはり連携という部分があるというふうなことでその考え方をしておりましたけれども、今回の部分は、コミュニティのほうにもかなり協力をいただけるということと、何かあったときに医療機関といいますか、という部分も近くにあるというふうなことも総合的に考えて判断をしたという形になります。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 奈佐のときも人数は少なかったと思うんですけども、何人か来てらっしゃる方が、やっぱり五荘になったら迎えに行けれへんということで、結構いろいろとあったと思うんですけども、そのときも、ばんともう、小学校の近くしか行きません、駄目ですという大前提で言われたということがあったと思うんですね。だったら、コミュニティのお金で放課後児童クラブ室みたいなものを設置されるんだったら、それはしてもらったらいいですよみたいなんで、それも結局頓挫しちゃったことがあったんですけども、何か今の説明聞いとったら、強い要望があれば、どんだけ強い要望か強弱があるのかもしれないけれども、奈佐でも確かに、奈佐に置いてほしいという要望はあったと思うんですけども、そこんところで人数も、ちょっと人数的にも5人ぐらいだったのかな、最初、そっちに行きたい。結局、最終的には、今あんまり行つとられないと違うかな、奈佐のお子さん、五荘の児童クラブに思うんですけども。

なので、何かそこら辺で、そのときの線引きとちょっと違うような気がしてね、それだったら最初から奈佐のときも要望があった時点で、そういうふうな迎えになかなか奈佐の奥から、そのときは目坂にいらっしゃらなかったかもしれないけど、奥のほうから五荘まで迎えに行くといったら相当な距離ですよ。ほんなら、その距離、そういう声とかあれに

よって特別な規則も変えていくんかということになるんでね、そこら辺のところは何か私は納得できないと思うところがあるんですけども。これからどんどん統合していきますので、特別な事情のあるときはこういうふうにされるということは、それはいいと思うんですけども、何かもう最初に統合した奈佐小学校のときのことをちょっと思い返すに、その児童クラブの方からも本当、そういう声がお母さんたちからあるんですよってお聞きしてたのでね、何かちょっと腑に落ちないところがありますけれども、どうですか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 確かに保護者のほうからの観点から言いますと、そういった声も正直あるだろうというふうに思います。こちらとしても運営上、ある程度何かの線引きをしないといけないという部分の考え方を持っております、その大きな要因としては距離、送迎の距離を一つの判断材料という形にさせていただいております。やはり目坂の部分からとなると距離はあるという部分は確かにありますけども、10キロぐらいというふうな形で思っておりますので、そこまでであれば、ある程度ほぼ車で送迎という形になりますので、大変しんどい部分はあるとは思いますが、その部分で線引きをさせていただいたというふうな形になっています。

もう一つは、奈佐の場合は地域というか、コミュニティの中で自分たちでそういった子たちがやりたいというふうなお声を最初いただいております、放課後子供教室というふうな形の事業の中でそういうことが展開できないかというふうなことで、地区の中でいろいろと協議をされました。結局、結論から言いますと、地区の部分でも、ある程度開設日数を確保するだけの人員というかスタッフがやっぱり集まらない、なかなかその部分を地域でするのはやっぱり難しいという最終的な判断をされて、その辺りは断念をされたというふうな形になっています。

利用数、今、旧奈佐小学校区の児童が何人いるか

というのは手持ちで持っておりませんが、人数じゃかなりやっぱり少ない状況になっておりますので、その辺りのことも含めて、奈佐のときは、申し訳ないですけど五荘のほうでというふうな形の結論を出させていただいたという形になると思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっとこだわって申し訳ないけれども、統合した前の奈佐小学校の児童クラブは確か、私時々行ってたんですけども、10人以上はいたんですね。11人とか、多いときだったら15人近くおったかな、狭かったんですけども。そんな中で、やっぱり最初にぱんと、そこでは、もう奈佐小学校の児童クラブはできませんっていうことが初めにあったので、なのでコミュニティでということになって、そこでしょうと思ったけど、確かに今おっしゃったように、募集もされましたけど、半分ボランティアみたいでしたからね、児童クラブのスタッフを集めるのは、なかなかそれはそういうことでは集まらなかったと思うんですけども。やはりそこら辺、距離とか、そんなんじゃないかと、統合されるのであれば、やはりそこそこの小学校のあった近くにそういうふうに、奈佐はもう終わってしまったことかもしれないけれども、やはり残念だったなという思いを持ってらっしゃる方もたくさんあったと思うのでね、今回、竹野で特別なことでこういうふうにされていくのは大変いいことだと思いますので、これから統合していくところについては、ぜひ近くのあったところで、市としてそこに開設していくようにしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） ご意見でよろしいですね、そうでしたら。

○委員（上田 伴子） はい。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） すみません、一つ確認ですけども、今、吉本参事がおっしゃった20キロというのは、具体的にいきますと、例えば三原から竹野小学校まで。帰りは、これ、場所は森本だと思いま

すけれども、そうですね。帰りは森本まではバスで帰ってくる。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 竹野南の開設する場合は、まず、通常の通学の部分はバスが出ますので、帰りもそのバスで森本まで帰ってきます。そこで開設場所のクラブのほうに児童が来るという形になります。

○委員（福田 嗣久） なるほどね。

○こども育成課参事（吉本 努） そうですね。夕方のお迎えは森本のコミュニティセンターのほうに来ていただいて帰っていただくという形になりますので、距離はかなり半減するという形になると思います。以上です。

○委員（福田 嗣久） はいはい、分かりました。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうすると、森本から竹野小学校まで約10キロですか。それで、森本から三原までいったら約10キロ、そんなもん。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 委員ご指摘のとおり、約10キロぐらいという形で思っただければ間違いないと思います。以上です。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（田中藤一郎） そのほか。

○教育次長（堂垣 真弓） ちょっとよろしいですか、すみません。

○委員長（田中藤一郎） どうぞ、次長。

○教育次長（堂垣 真弓） 今のお話の中で、一つちょっと追加でご説明させていただきますが、今回3校が統合するということもあり、竹野南のコミュニティで開設させていただくんですが、中竹野小学校区の子供さんもやはり竹野南のほうに近い子供さんもいらっちゃって、そちらの方も使っただけというようなことで、今回ちょっと3校統合という特殊事情もございましたので、これからこのような要望はお聞きいたしますが、やはり基本スタンスとしては、子供の安全安心を考えて、学校の近接、

隣接での開設を基本と考えさせていただきます。ただ、どこの学校も同じようになっていくことがなかなか、どこまでやるのが公平かっていう難しい問題もございまして、やはりそのときそのときで検討させていただいて、最善な方法というのを教育委員会としては検討していきたいと考えてるところでございます。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 芹澤委員。

○委員（芹澤 正志） すみません、意見をちょっと付け加えさせていただきたいんですけども、中竹野小学校と南小学校の廃校になった跡地について、各地域より要望が出ておまして、要は統合後の跡地利用について、住民の触れ合いの場と地域振興の場とさせていただきたいという要望がございました。

当局にお聞きしますと、廃校になった以降でないと跡地活用については地域の方に相談できないというような返答があったそうなんですけども、この廃校に至ったもとの始まりとしまして、両方の学校から市長宛てに統合に関する要望書ということで、それから始まったようなところがありまして、かなり地域住民にとりましては苦渋の選択であったということがありますので、統合だけを推し進めて跡地利用にまだ何の方向性が示されていない状況でありますので、ぜひともこの要望を取り入れていただきまして、適切なる対応をお願いしたいと思います。

○委員長（田中藤一郎） 私からも、それは同じようをお願いしたいなというふうに思っております。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 委員さんが今おっしゃったようなこともありますし、議会答弁も聞かせていただいたり、それから、各会場で本当にご意見もいただきましたし、パブリックコメントもたくさんいただいています。計画策定、12月23の教育委員会予定しておりますが、今、内部のほうでいただいた意見を計画のほうに反映できないかというようなことを考えています。

事実としましては、廃校までに、今、市の内部の中で、どのような市の事業として活用できるかとい

うことを庁内に照会かけるということと、その次には、公共的、公益的な団体のニーズがあるかどうかということです。その後にサウンディング、それからプロポーザルということで、民間事業というような順番で、市役所の中の順序としてはそういうことになっています。今は庁内のニーズを聞いて、ここで申し上げますと、ないというようなことですので、次のステップに進んでいるということですので、ご意見を踏まえて、計画の中にも具体的にどうしていくかということも書くように協議をしております。以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） ありがとうございます。
そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第156号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第157号議案、豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下課長。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、199ページご覧ください。第157号議案、豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

本案は、令和3年2月に策定された、豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画に基づき、令和4年3月31日をもって森本へき地保育園を閉園するものでございます。

203ページをお開きください。改正内容につき

ましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

森本へき地保育園の閉園に伴いまして、市立保育所は豊岡市立西保育園のみとなりますために、第2条中「別表」を「次」に改めまして、同条に西保育園の名称と位置を加えます。それから、附則のほうの別表を削ります。その他所要の規定の整理を行っております。

なお、この条例につきましては、附則で、令和4年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第157号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、158号議案、豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 205ページをご覧ください。第158号議案、豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、現在整備をしております子育て支援総合拠点等の整備に伴って、市民交流広場を設置するために必要な要件を制定しようとするものでございます。

212ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱に従い、ご説明させていただきます。まず、1では市民交流広場を設置すること、2で

は施設の位置を定め、3では事業を、4及び5では休場日及び開場時間を定めております。6から12までは、使用の許可、許可の基準、使用権の譲渡等の禁止、特別の設備の設置等のほか、許可の取消し等、使用料の徴収、使用料の減免について定め、次の213ページの13では、使用料の不還付、14から15では、入場の制限等、行為の禁止について定めております。

16から17では、立入り等、原状回復の義務について、18では、損害の賠償等について定めております。19では、市民交流広場の管理を指定管理者に行わせることができ、その際に必要な規定の読替え等について定め、20では、指定管理者に利用料金を収受させることができることとしております。その際に必要な規定の読替え等についても定めております。21では、規則への委任を、22の附則では、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で施行することといたしております。説明は以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第158号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、159号議案、豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 215ページをご覧ください。第159号議案、豊岡市立こども広

場の設置及び管理に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、先ほど申しましたとおり、アイティ4階に現在整備しております子育て支援総合拠点等の施設整備に伴いまして、必要な事項を条例で定めるという形のものでございます。

222ページをご覧ください。条例の内容につきましては、条例案要綱に従って、ご説明させていただきます。

まず、1では、子供たちが遊ぶことのできる屋内の遊び場を提供することによって、子育て環境の充実を図るために、こども広場を設置することとしております。2では、施設の位置を定め、3では事業、4及び5では、休場日及び開場時間を定めております。6から11までは、使用できる者の範囲、使用の許可、許可の基準、使用权の譲渡等の禁止、特別の設備の設置等、許可の取消し等について定めております。

次の、223ページの12から14では、使用料の徴収、使用料の減免、使用料の不還付、15から16では、入場の制限等、行為の禁止について定めております。17から18では、立入り等、原状回復の義務について、19では、損害の賠償等について定めております。20では、こども広場の管理を指定管理者に行わせることができ、その際に必要な規定の読替え等についても定めております。21では、指定管理者に利用料金を収受させることができるとして、その際に必要な規定の読替え等について定めております。22では、規則への委任を定めております。

224ページの23の附則では、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で施行することといたしております。説明は以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

芹澤委員。

○委員（芹澤 正志） こども広場っていうのは、これ、正式名になるんですかね。というのが、こども

広場っていうと、じゃあ、それを表現するのにアイティ4階のこども広場とか言わないと分かんない。要は愛称みたいなのがあれば一言で通じるんです。その辺のお考えは。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 今委員のほうのご指摘いただいた部分で、市の設管条例上はどうしても正式な名称といたしますか、定める必要があります。一応、こども広場というふうな名称にさせていただきます。

やっぱり愛称という部分は必要だろうなと思っております。この条例が制定できれば愛称についても募集をさせていただいて、あそこの全体、4階の部分の、ある意味、全体のちょっと愛称というか、愛称募集して定めれることができればなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 221ページにあります、「1回」とは、午前10時からっていう分、ずっとあるんですけども、1回っていうのは結局、1時間半を1回とするということですか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） この1回の定義ですけれども、今回、こども広場の利用に際しては4つのクール、要するに90分を1クールとして4つに区切ろうというふうな考え方にしております。この1回というのは、90分の1クールを利用する際の使用料を定めてるという状況になっています。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） それでは、午前中に来て、また午後に来るとかだったら2回になるとか。それから、また、午後2時からもっと長いこと、5時半までいたら2回になるという、そういうことでありましようか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 利用の考え方は、

今、委員のほうがおっしゃっていただいたとおりで、1回当たりという形になりますので、この90分から超えて、また次のクールの利用時間内にご利用された場合は、その料金を新たに頂くというふうな形になります。以上です。

○委員（上田 伴子） はい、分かりました。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） この件で、9月定例会かな、次長に怒り狂ったことを思い出したんだけどね。時間が経過する中で、どうなんだろうね、2か月ほど経過する中で、利用者の検討は再度されつつあるのか。その辺の、何というか、突貫で話が進んだんで金子のことだけでちょっと頭にきたことはあるんですけども、その辺りからのまた検討はどういうふうに進んでますか。

特にお尋ねしたいのは、指定管理料と、今、上田委員がおっしゃった料金収受と併せ持って指定管理ということになるんだけど、その辺りの検討は少しは進んでるのか。

もう一つ心配するのは、アフターコロナで、コロナ後がやっぱり密集した遊びつつのがどうなるのかなという心配もしておりまして、その辺も含めてご検討が進んでるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） まず、指定管理料の関係につきましては、この後、補正予算の部分とかでご説明をさせていただき予定でございましたけれども、まずは、今年度分というのは一応3月の下旬ぐらいにオープンを想定しておりますので、その部分の中で、今想定しておりますのが、指定管理料が541万3,000円というふうな形の想定をいたしております。翌年度以降、年間分という形で、取りあえず年間としては1,371万9,000円というのを上限として、一応2年分の債務負担をお願いしようというふうなことを今回の補正予算の部分で上げております。

内容につきましては、それをベースに指定管理者、今回ちょっと指定箇所の指定の議案をもう上げと

る部分というのがありますので、その部分でご承認いただければ、その辺りをもう少しというか、全体の部分をもっと詳細に詰める必要があるかなと思っております。基本は、そちらの今の金額ベースの部分で指定管理をお願いしたいということで考えてるという状況です。

それと、すみません、アフターコロナの関係の部分です。委員ご指摘のように、あまり密集をし過ぎるというのはやはりどうなのかという部分がございます。今、面積的な要件、面積から、例えば保育園の基準みたいな形で計算すると、230名ぐらいは一応入れるというふうな形にはなりますけれども、恐らくそうになると、かなり密集をするだろうというふうなこともありまして、こちらとしましては、机上の空論だけではなくて、事前に一度、近隣の園児の部分に利用していただいて、どれぐらいの規模感がいいのかということもやっぱりシミュレーションをしながら、実際の運営の定員というのを算定をさせていただきたいというふうに考えています。以上です。

○委員長（田中藤一郎） はい、福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうあるべきなんでしょうけれども、具体的に今、指定管理料の話も出ましたけれども、何ていいますか、利用者の状況によっては指定管理料の構成が、さっき申し上げたように、市の持分、要するに入場の分、それが、入場が減った場合、以前も話がございましたけれども、その場合はどうしようと思ってるのか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 今、委員おっしゃっていただいたように、要するに指定管理料等、その利用料という部分がかなり密接といいますか、利用料が減ればどれも指定管理料の部分が増えるといいますか、という形の計算になります。

何もない通常の部分であれば、基本的にある程度減額になったとしても、それは指定管理という制度の部分ですので、指定管理者のほうで補填でないんですけど、をしていただくというのが通常の考え方かと思うんですが、仮に今のコロナとかいう形で市

中感染が広がって、ある意味、休業要請をお願いをしないといけないとかいう場合は、ある程度その辺りの分は加味した形のもので、指定管理料の変更ということもやはり可能性としてはあるだろうなというふうに思っております。

その辺りの部分は、どういう場合はどうするのかというのは、この指定を認めていただいた後に詳細の部分を詰めるというふうな考え方でおりますので、いろんな多分想定をしないとイケないかなというのが今の現状です。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 工事は進んでおりましたから、もう今さらどうこうということはできないと思いますけれども、私どもにとっては大変心配をするところで、この事業の着手も本当に急ピッチで、急転直下みたいな形で決まっておりますので、大変議会側も不信感があったのは確かです。

そういう中で、やはりきちっと精査をしていただくということは、責任上そちらにあるわけだけども、その辺は徹底していただきたいということをまず一つ思うのと、もう一つ、この構図でいくと、アイティ都市開発に指定管理者になりますよね。それからまた、こども広場については専門の業者に持っていくわけですね。そうじゃないんか、ちょっとその辺説明してください。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） ちょっと議案との関連性も出てくる部分があるんですけど、指定管理はアイティの都市開発にお願いするという形を今回上げさせていただいております。この遊び場の運営自体も、指定管理者のアイティ豊岡都市開発が運営するという形になります。それに係る専用スタッフを新たに募集して、人材をそろえて、運営のマニュアル的なものは、今、コーディネートというか、整備をお願いするボーネルンドというところが、自社でいろんなところで展開をしてる部分のノウハウがございまして、そのノウハウをアイティ都市開発のスタッフに教えていただくというか、研修もしながら、アイティ都市開発として運営をすると

いう形になります。以上です。

○委員長（田中藤一郎） はい、福田委員。

○委員（福田 嗣久） なるほど、少し分かってきましたけれども。とにかく、まずこの数字、あるいは来場者、人数は捕らぬタヌキの状況もあったと思いますけれども、推計ですからね、推定ですから。申し上げたように、急転直下で決まったような話の中でできてきたことということを考えれば、やはり費用が、指定管理料も含めて。それからもう一つ心配するのは、アイティ都市開発の要するに駐車場の計画も、こういう来場者によって決まってくるということだと思います。これが変動があったら、また、アイティ都市開発との指定管理の中で駐車料金管理料、この辺の話が成立しなければ、アイティ都市開発のまた経営がぐらつくという大きな問題もあるし。その辺り全体として僕は大変心配をしておりますので、しっかりと情報提供を我々にもしていただいて、そして、きちっとした形でスタートできて、そして経営ができる。これはやはり責任上、ぜひとも判断していただきたいというんか、推進していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。また改めて聞かせていただかんと思いますので。

○委員長（田中藤一郎） 芹澤委員。

○委員（芹澤 正志） 以前にちょっと提案していたアイカードの利用は、確か何かちょっといろいろ難しいみたいなことがあったんですけども、その後は全然検討はされてないのかということのと、やはり利用促進のためにはパスポートですよ。例えば年間何千円でその人はもう行き放題みたいなとかあれば少しは利用が増えるのではないかなとか、そういう工夫はどうでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 以前から委員のほうからご提案をいただいているアイカードの部分なんですけども、さとうさんとちょっと話をさせていただくと、なかなかひもづけといいますか、いろんな部分が非常にややこしいという部分もあります。アイカードと、それを使って何かの例えば特

典とか何かのポイントというのは、なかなかやっぱり正直難しいんじゃないかという判断をされております。まだ最終の決定ということではないんですけど、何らかの形であそこの建物に来られた方が、全体としてそういった恩恵を受けられるようなことはさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、年間パスポートの件です。すみません。我々も料金設定をする際に、他市の事例とか、いろんなところでやってる事例も含めて検討してまいりました。恐らく年間パスポートとか、何とか例えば1日券とか、いろんな形の研修をされてるところもあるんですけども、まずは収益の部分を見ると、どうしても収益が下がるというふうな形の考え方で、まずは、このこども広場がどういう形で使われるのかということ把握をさせていただいた上で、いろんな形のもの利用促進策といいますか、誘客の策を今後検討させていただきたいなと思っております。まず運営を軌道に乗せることが最優先かなと考えておりますので、その運営状況等を見させていただく中で、それを含めて、いろんな形の考え方をこの中で展開できればなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 皆さんのを聞かせてもらってあれなんですけども、金額が妥当かというところと、それから、219ページの使用料の減免のところ、第13条で、市長は、公益上特に必要があると認めるとき、申請により、使用料減免、または免除することができるって書いてあるんですね。これって、例えば私の解釈は、住民税非課税世帯の方が利用されたら、国がやってる、今、住民税非課税世帯は無料ですよ、保育料も。ゼロ歳から2歳児なんですけども。その部分についてのことをおっしゃってるのか。ここの申請によりって、ここの部分だけ申請って言葉が入ってるんだけど、ちょっとここ説明してください。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） まず、料金の部分の妥当性というふうなご質問をいただきました。料金設定どれぐらいにするのかというのいろいろな形で考えた部分があるんですけども、例えば、やはり民間であれば、今、ポーネルドという形が直営でやってる部分の金額が30分で700円です、平日。休日が800円という形になります。ですので、こちらのほうの想定してる90分という形になると、この3倍という形になります。ですので、平日で90分いると2,100円、子供がかかるというのが、民間でされてる部分の一つの指標かなというふうに思っております。

同じような形で行政がやってる部分の中でも、金額は正直言ってばらばらです。その辺りを、他市町の事例では、例えば500円であったりとか、安いところでしたら100円とか、行政的な施策として無料にされてるところも正直言ってあります。ありますけれども、やはり全体の収益的なものとか、全体のランニングコストも含めて、総合的に判断して今回の使用料というのを算定をさせていただきました。

もう1点ですが、条例の部分で減免規定を設けております。申請によりというふうな部分なんですけれども、今現在としては、この場合に確実に減免しますというところまでは定めておりません。中の部分で、どういう部分が可能性があるのかなっていうふうなことは今後検討するというふうな形になりますけれども、条例上として減免の規定というのをまず設けさせていただいてるという形になります。

今後、市の施策として、例えばひとり親家庭の方の子どもさんに対して、無料化するかとか安くするかとかいうふうな形の考え方もありますし、例えば住民税非課税の方にそういった形のサービスをするというのも、行政的な施策の考え方としてはあると思うんですが、その辺りは、今現在としては決定事項ではなくって、今後いろんな形で検討をするというふうな考え方であります。今現在は、条例上の部分としては、それを、やはり規定を設けておかないと、その部分の手だてといいますか、減免や

免除するということができない形になりますので、条例上として今設けさせていただいてるというふうな状況になっています。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） ということは、申請によりという文言が入っているということは、何らか市のほうから、この方のひとり親家庭についても、住民税非課税世帯についても何か証明書みたいなのが付与されるっておかしいけども、それがあから利用したときに無料になるんだ、減免になるんだということに将来的にはなるんですか。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 我々も減免とかそういうふうな形のときに、例えば無料にする場合のいろんなシミュレーションを実はしております。でも、利用者さんの立場からすると、例えば窓口のほうに来てその方がそれを提示するということが、逆にほかの方に見られる可能性があるということとか、何らかの形の配慮が必要だろうと。その部分で金銭授受がないというふうな方を周りの方が見られると、なぜですかというふうな形を、もうやっぱり配慮すべきかなという部分があって、その辺り、一番いい方法は、その場でそういうふうな形の提示とかそういうことではなくって、事前に違う形の手続をしておいて、その部分を、例えば、一般的に使えるような優待券みたいなものとか無料券みたいなものをその方にお渡しをして、それで使ってもらおうというようなやり方のほうがいいんじゃないかというふうな考え方を持っています。

なので、その方だけが限定ということじゃなくて、いろんな方も何らかの形でそういうふうな形のものが出せば無料になるとかいうふうな形で、ある意味、分からないような形の配慮が必要なのかなと思っておりますので、なので、所得の関係の部分で低い方だけが提示して安くなるというような方法はちょっと避けたいなというふうに思っています。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） そのようにしてください。そ

うじゃないと、利用しやすくという面からいくと、周りの人が分かってしまうようなことはぜひ避けたいと、これはもうちょっとお願いしときたいと思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

そのほか。

前野委員。

○委員（前野 文孝） すみません。料金の件、いろいろとあるかと思えます。今、植村直己でどんぐりbase550円かな、でも、すごい人気なんですよ、今ね。警備員も立てなあかんような状況になっていて、特に当初は、あそこは駐車場が非常に入りづらいし、中の展開もすごい難しいところがあるので、安全上の配慮というのをぜひやっていただきたいし、駅前駐車場の利用の促進のほうもお願いしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田中藤一郎） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） ありがとうございます。こちら、どんぐりbaseさんがどれぐらいの状況なのかちょっと気になっておまして、担当の職員さんのほうに状況を聞かせていただいております。料金のほうは、どんぐりbaseさんのほうが入るだけで子供さんが550円というふうな形の中で、この4月から10月までというふうな形で、大人と子供合わせて2万1,513名のご利用があるというようなことで聞いております。なので、非常に好評という部分と、やはり子供さんのそういった遊ぶ場といいますか、ニーズ等が非常に高いということで認識しております。ですので、新たに屋内の遊び場という形になると天候に左右されずに遊べるというふうな状況になりますので、その辺りの部分に非常に期待をしている部分もあります。

一方、ご指摘のように、混雑という部分もやはり緩和をする必要があるということと、どうしても商業施設というふうなことの中で、特に地形上、どうしても周辺が全て道路で囲まれてるというふうな建物になりますので、その辺りを、ある程度混雑の

緩和というふうなこともしながら運営する必要があるかなというふうに思っております。その辺りは、指定管理をお願いするアイティ豊岡都市開発の部分が全体の状況を見ながら、その辺りのもろもろとか、警備の例えば数を増やすとかいうふうな形のもので全体の管理の中でもできるということがありますので、その辺りは配慮させていただきたいと思っております。

もう1点は、そういった部分の混雑の緩和も一つの考え方として、今回、利用の時間の部分を4つのクールに分けさせていただいたというのも、混雑緩和といいますかという部分の考え方から、事前に、基本的には予約をしていただく。あるいは、当日の枠ももちろん設けますけども、そうすると、その時間に行けばいいという形になりますので、ある程度人数は把握ができるということと、混雑状況もある程度把握ができるかなということも含めて、今回そういうふうな時間の設定をさせていただいたという形になります。

ですので、全体的に状況を見ながら、臨機応変にその辺りのいろんな運営の対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（前野 文孝） いいです。

○委員長（田中藤一郎） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第159号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたします。

教育委員会のところまでちょっと走って、その後、休憩したいと思います。

次に、戻りまして、第150号議案、豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 157ページをご覧ください。第150号議案、豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

本案は、豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場について指定管理者を指定し、期間を定めて管理を行わせようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の候補としましては、アイティ豊岡都市開発株式会社を選定し、指定の期間は、施設の供用の開始の日から令和6年3月31日までといたしております。

なお、159ページ以降に施設の概要等を記載しておりますので、ご清覧いただければと思います。説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第150号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、160号議案、豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 225ページを

ご覧ください。第160号議案、豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

本案は、子育て支援総合拠点等の整備に伴いまして、子育て総合センターに一時預かり室を新設することとなりました。これに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

228ページをご覧ください。改正の内容につきましては、条例案要綱に従いましてご説明をさせていただきます。

まず、1、改正の内容といたしましては、(1)子育てセンターの事業について、子供の一時預かりに関することを新たに行うということを決めるということです。

(2)では、子育て総合センターの一時預かり室を使用できる者を定めております。

(3)では、子育て総合センターの一時預かり室の使用料について定めております。

2の附則では、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するということといたしております。

なお、229ページ以降で新旧対照表をつけておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長(田中藤一郎) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

義本委員。

○委員(義本みどり) 教えていただきたい、確認なんですけれども、一時預かりの料金なんですけれども、市内の保育園や認定こども園では要するに午前中、4時間以内とか1日での設定なので、あえてここは1時間にして、保育園やこども園は事前に多分登録、書類を出して登録という手続が必要だったと思いますので、ここはそうじゃなくて、予約を簡単に電話をして1時間、短時間だけお願いしたいということの、方のためにわざわざ1時間にして、料金も月齢とか年齢によって差をつけずに、もう一律に800円というふうにしてるという理解でよろしいですか。

○委員長(田中藤一郎) 吉本参事。

○こども育成課参事(吉本 努) 今、委員のほうがおっしゃっていただいたような考え方で、一応想定をしております。

まずその利用に当たりましては、全く知らないお子さんをいきなり来ていただいてお預かりするというのは、非常にやっぱりリスクもあるということがありますので、やはり事前に一度、手続のほうをさせていただく中で、例えばアレルギーがあるとか、何らかの形で気をつけないといけない点とか、そういうふうな形のもの、聞き取りをさせていただいて、登録みたいなものをしていただくと、それで初回利用していただくというふうな、予約をして初回利用していただくというふうな考え方を持っています。そのお子さんに関しては、基本的には2回目以降は電話の予約の部分の中で、この日に使いたいんだけどというふうな形で予約をしていただこうかなというふうな、そういうふうな運営のシミュレーションをいたしております。

料金につきましては、基本的に年齢に差をつけずに、もう一律で、時間単価で料金を頂こうかなというふうな考えをしております。以上です。

○委員(義本みどり) ありがとうございます。

○委員長(田中藤一郎) 義本委員、よろしいですか。

○委員(義本みどり) はい、分かりました。

○委員長(田中藤一郎) そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中藤一郎) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中藤一郎) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中藤一郎) ご異議なしと認めます。よって、第160号議案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

時間もちょっと1時間半になりましたので、ここで1回休憩を取りたいと思います。再開は11時10

分。そろい次第始めたいと思います。よろしくお願
いします。

午前 11 時 00 分 委員会休憩

午前 11 時 09 分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、委員会を再開し
ます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 先ほどの、芦田委員のほ
うからご質問いただいております、出産育児一時
金の支給総額 42 万円がいつからかということ、
回答保留をさせていただきました、その分です。

芦田委員の言われてました、平成 27 年 1 月の 4
2 万円なんですけれども、こちらにつきましては、
今現行の基本額と加算額の体制になったのが 27
年からでございます、実際 42 万円、総額として
の 42 万円となりますと、平成 21 年の 10 月から
開始になっております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 芦田委員、大丈夫でしょ
うか。

○委員（芦田 竹彦） 取りあえずいいです。

○委員長（田中藤一郎） 皆さんもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） すみません。135
号議案、日高東部健康福祉センターの指定管理者の
指定につきまして、質問いただいた件につきまして、
ご発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 先ほど福田委員のほ
うからご質問いただきました点につきまして、ご報
告、ご説明させていただきたいと思います。

予算の関係でございますが、指定管理料、過去 5
年、2,980 万円交付させていただいております、
また今後 5 年間につきましても 5 年間分、1 億
4,958 万円で債務負担行為を 6 月議会でご承認
いただいております。

ちなみに、令和 2 年度につきましては、指定管理
料に合わせまして施設使用料、またスクールの利用

料金合わせまして収入のほうが 4,700 万円、そ
して支出につきましても 4,700 万円というこ
とで、収支とんとんで健全に経営いただいております。

利用者でございますが、過去 3 年ですが、201
8 年度が 2 万 7,764 人、2019 年が 2 万 6,
180 人、2020 年、昨年ですが、こちらのほう
はコロナがございましたので 1 万 3,547 人と、
休業期間もございましたので、激減しております。
その中で、昨年も休業補償等、十分な収入はござい
ませんでしたが、収支とんとんで営業、経営してい
ただいているという状況でございます。

インストラクターの状況ですが、5 名の方がイン
ストラクター業務に当たっていただいております。
以上です。

○委員（福田 嗣久） ありがとうございます。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（福田 嗣久） ああ、よろしい。

○委員長（田中藤一郎） そのほかはないですか。

それでは、議案のほうに移ります。

次に、第 162 号議案、令和 3 年度豊岡市国民健
康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とい
たします。

当局の説明を求めます。恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、305 ページ
をご覧ください。第 162 号議案、令和 3 年度豊岡
市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳
出それぞれ 764 万 2,000 円を減額し、予算の
総額を 88 億 428 万 9,000 円とするものです。

また、第 2 条では、債務負担行為を設定しており
ます。

主な内容につきまして、事項別明細でご説明いた
しますので、316 ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、総務費の補正は人件費の調整
及び第三者行為損害賠償求償業務の委託料を増額
しようとするものです。次の保健事業費は、県支出
金の特定健診等負担金の増額に伴う財源更正でご
ざいます。次の基金積立金は、県支出金の特定健診

負担金と一般会計繰入金の財政安定化支援事業費繰入金の補正に伴いまして減額するものです。

1枚戻っていただきまして、314ページをご覧ください。歳入の内訳ですが、県支出金の増額は、本年度の特定健診負担金が確定したことによるものです。次の繰入金の減額につきましては、歳出の総務費に対する職員給与費等繰入金及び本年度の財政安定化支援事業交付税措置額の確定によりまず、財政安定化支援事業繰入金のそれぞれの増減に対応しまして補正を行うものです。

次に、債務負担行為の設定でございます。308ページをご覧ください。特定健康診査業務で毎年実施しております、すこやか市民健診につきまして、令和4年度の事業実施に当たり、本年度中に契約のほうを締結する必要がありますことから債務負担行為を設定するもので、期間を令和4年度、限度額を3,758万2,000円と定めるものです。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第162号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第163号議案、令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、321ページをお願いします。第163号議案、令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を減額し、総額をそれぞれ9,100万5,000円とするものです。

主な内容については、事項別明細書でご説明いたしますので、332ページをお願いします。

まず、歳出についてですが、総務費の一般管理費の補正は、一般財源から特定財源へ財源更正を行うものです。次に、医業費の医療用消耗機材費についても、一般財源から特定財源へ財源更正を行うものです。また、医療用衛生材料費については、現時点の見込みにより200万円を減額するものです。

戻っていただいて、330ページをお願いします。歳入についてですが、診療収入について、現時点の見込みにより200万円を減額するものです。

次に、国庫支出金については、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する補助金を28万7,000円増額するものです。

次に、一般会計繰入金については、先ほど説明した、国から補助金に対応する金額を減額するものです。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第163号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案、令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 335ページをご覧ください。

さい。第164号議案、令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万6,000円を追加し、予算の総額を13億5,958万7,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細でご説明いたしますので、346ページをご覧ください。

まず歳出で、総務費の補正は人件費の調整による増額を行おうとするものです。次の後期高齢者医療広域連合納付金の減額につきましては、令和2年度の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におけます委託料につきまして、再精算によりまして返還が必要となっていることから、その下の枠にあります、後期高齢者医療広域連合返還金のほうに組み替えるものです。

次からの2枠、諸支出金の増額につきましては、いずれも高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係るもので、令和2年度の委託料の精算返納金及び本年度の委託料の確定に伴う一般会計繰入金を増額しようとするものです。歳出は以上です。

続きまして、歳入の内訳ですが、344ページをご覧ください。繰入金は、歳出における総務費の増額に対応して補正を行うものです。次の諸収入の増額は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の委託料を増額しようとするものです。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よ

って、第164号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第165号議案、令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたしません。

当局の説明を求めます。宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、353ページをお願いします。第165号議案、令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万8,000円を減額し、総額をそれぞれ3億1,635万8,000円とするものです。

主な内容について事項別明細書でご説明いたしますので、366ページをお願いします。

まず、歳出についてですが、森本診療所費の総務費については、国の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する補助金を使って、医療従事者のユニホームを購入するためのもので、その下の医業費については、現時点での見込みにより200万円を減額するものです。次に、神鍋診療所の医業費については、現時点での見込みにより100万円を減額するものです。

次に、368ページをご覧ください。高橋診療所費の総務費については、診療所内の修繕が完了したことに伴い減額するもので、その下の医業費については、現時点での見込みにより100万円を減額するものです。そのほか、各診療所の共通事項として、市債利子の確定に伴う公債費の減額を行っています。

戻っていただいて、362ページをお願いします。歳入についてですが、森本診療所については、現時点での見込みにより外来収入を200万円減額し、市債利子の確定に伴い一般会計からの繰入金を6,000円減額しています。なお、国庫補助金については8万円を増額しております。

その下、神鍋診療所については、現時点での見込みにより外来収入を100万円減額し、市債利子の

確定に伴い一般会計からの繰入金を2,000円減額しております。

次に、364ページをお願いします。高橋診療所分については、現時点での見込みにより外来収入を100万円減額しております。一般会計からの繰入金については、市債利子の確定や国からの補助金により8万7,000円減額しています。国庫補助金については、新型コロナウイルス感染拡大防止に関連する補助金の分を3万3,000円減額しています。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第165号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案、令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○生活環境課長（成田 和博） 371ページをご覧ください。第166号議案、令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万6,000円を追加し、予算の総額を1億1,558万2,000円とするものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。383ページをご覧ください。

初めに、歳出です。今回の補正は、施設費を86

万6,000円計上しています。消費税の申告により不足する公課費を増額するものでございます。

次に、歳入です。381ページをご覧ください。歳出同額を財産収入、電力売払い収入で計上しています。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第166号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時27分 委員会休憩

午前11時27分 分科会開会

○分科会長（田中藤一郎） ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、報告第20号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第17号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書9ページをお願いします。報告第20号、専決処分したものの承認を求めることについてをご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定により、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）について専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものです。

なお、今回の専決は、12月1日からの新型コロナ

ナウirusワクチンの3回目、追加接種の実施に合わせ、11月26日に医療従事者宛てに接種券を発送していることから、専決日を11月25日付としています。

それでは、主な内容について、事項別明細書で説明いたしますので、23ページをお願いします。

まず、歳出についてですが、一番上の人件費については、集団接種会場に従事いただく看護師や我々市職員の時間外手当などになっております。そこから11行下、予防接種事業費については、接種券等の発送費用や予防接種、それからコールセンター、ワクチン接種記録の代行入力などの業務委託料、それから会場や必要物品の借り上げ料などになります。

次に、21ページをお願いします。歳入の説明を行います。上から1つ目、2つ目の枠については、ワクチン接種に係る国庫支出金になります。一番下の雑入については、豊岡市に住民票がない方が豊岡市で接種された場合の住民票所在地からの豊岡市へ入ってくる委託料になっております。

次に、14ページをお願いします。繰越明許費になります。接種期間が2022年9月30日とされていますので、次年度分について繰り越すこととしております。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。

よって、報告第20号、専決第17号は、承認すべきものと決定しました。

まず、第161号議案、令和3年度豊岡市一般会

計補正予算（第15号）を議題といたします。

当局の説明は、組織の順の課単位で一気に説明をお願いします。

なお、説明は、歳出に続いて所管に係る歳入、債務負担行為、最後に地方債の順でお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、全部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、地域コミュニティ振興部から順次説明をお願いします。

大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、議案書257ページをお願いいたします。説明欄の上から3つ目でございます。市民プラザ管理費、こちらの共益費の減額しておりますが、こちらは単価の見直しによりまして減額するものでございます。

続きまして、263ページをお願いいたします。説明欄、上から2つ目でございます。人権対策事業費の豊岡人権擁護委員協議会豊岡市地区委員会、こちらの補助金の減額は、新型コロナウイルス感染拡大による事業縮小によるものでございます。

続きまして、281ページをお願いいたします。下から3つ目の枠でございます。社会教育総務費、こちらのうちの豊岡市女性連絡協議会への補助金42万円の減額は、構成団体であります豊岡女性交流会が本年3月末に解散され、これに伴い補助金を減額するものでございます。その下です、人権教育推進事業費、こちらの減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による事業縮小によるものでございます。

続いて、歳入について説明をいたします。251ページをお願いいたします。中頃の参加者負担金203万円の減額とあるところの1行目でございます。人権学習講座3万円の減額は、人権教育推進事業費の減額に伴うものでございます。

続いて、債務負担行為補正について説明をいたします。議案書は235ページをお願いいたします。上から8行目です、子どもたちが豊岡で世界と出会

う音楽祭開催事業費、こちらにつきましては、来年度の開催に向けた委託協議、それから案内などを年度内に着手する必要があるため、700万円の限度額設定をさせていただいております。

生涯学習課の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 米田課長。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、引き続き、債務負担行為の補正について説明させていただきます。同じく235ページをお願いいたします。

上から9つ目でございます。文化芸術創造交流事業費、令和4年度で39万9,000円を上げております。来年度も文化芸術創造交流事業、豊岡アートシーズンとして、市の文化芸術事業を取りまとめ、一体的な事業展開を行っていく予定としております。ここに上げておりますのは、総合パンフレットの作成経費を上げております。

文化振興課は以上でございます。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） まず、歳入についてご説明させていただきます。283ページをご覧ください。中段辺りです。新文化会館整備事業費320万円でございます。下のほうに業務委託料、地歴調査300万3,000円とございます。これにつきましては、建設地の地歴、土壌汚染対策法に基づく土地の歴史ですね、どのように使われてきたかという部分を調査するもので、県担当課と協議をするために必要なものとなります。

次に、歳入でございます。議案書249ページをご覧ください。下から2つ目の升の中の公共施設整備基金繰入金でございます。先ほどご説明させていただきました、地歴調査業務費に300万円繰り入れるものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書235ページをご覧ください。下から9段目でございます。新文化会館整備事業費1億4,759万8,000円でございます。これにつきましては、実施設計業務と技術支援業務に着手するために、令和4年度の債務負担行為の限度額を設定するものでございます。内訳としましては、実施設計業務費が1

億3,577万3,000円、技術支援業務費が1,182万5,000円となります。

なお、実施設計業務につきましては、基本設計業務の請負業者に、技術支援業務につきましては、基本構想基本計画の策定時から基本設計の取りまとめまで一貫して技術支援を受けております業者に、それぞれ引き続き随意契約させていただく予定としております。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 議案書の283ページをお願いします。下の枠の人件費の委員報酬、スポーツ推進委員の減額、続きまして、285ページの上段の保健体育総務費から287ページの上段の日高文化体育館管理費までの減額ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた事業を中止をしたり、事業が終了したものや、入札減などを減額するものです。

続きまして、247ページをお願いします。歳入になります。247ページの中段の下から3枠目、保健体育費補助金、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業交付金、それから、オリンピックの聖火リレー補助金の減額ですけれども、事業終了に伴い、額の確定による減額です。

続きまして、253ページをお願いします。253ページの保健体育施設整備事業債、各事業の入札減に伴う減額になります。

続きまして、235ページをお願いします。債務負担行為補正です。一番下から2枠目、豊岡市民体育館指定管理料、その下の豊岡総合体育館指定管理料につきましては、総合体育館の大規模改修工事を予定していることから、工事が完了するまで一体管理している市民体育館と合わせ、指定期間を2年間延長するためです。

それから、次のページの一番上です。神鍋野外スポーツ公園指定管理料につきましては、当該施設の指定管理は隣接する県立但馬ドームと一体的に行っており、県によるドーム棟の大規模改修工事が完了するまで、現指定管理者による指定管理を行うこ

ととされましたので、市も同様に指定期間を1年間延長することとして、その期間に係る指定管理料の債務負担をお願いするものです。

続きまして、237ページをお願いします。地方債補正です。下から5行目、保健体育施設整備事業費、城崎ボートセンター、豊岡総合体育館、日高小学校夜間照明につきましては、入札減による減額をしております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、市民課分の補正予算の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳出からです。297ページをお願いします。歳出補正予算総括表でご説明いたします。2つ目の枠、総務費の一番下の行の右側のほうです。人口動態調査費の減額につきましては、県との委託金確定に伴いまして、不用額を減額するものです。

その下、民生費の枠の1行目右側、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計への職員給与費等人件費と第三者行為損害賠償求償業務の委託料等の増額及び国保財政安定化支援事業の算定額確定の減額によるものです。

そこから2行下がって、左側の高齢期移行助成事業費から子ども医療費助成事業費の各医療費助成事業費につきましては、それぞれの事業実績見込みによりまして増額補正をするものです。医療費助成事業費全体といたしましては、前年度に見られました新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは減少している状況でございます。

補正を要する助成事業の主な理由といたしましては、重度障害者医療費助成につきましては、障害施策のほうで今まで手当てされておりました訪問看護が今年度から助成対象に加わったことによります。また、乳幼児等医療費助成のほうでは、1人当たりの受診件数の増加に伴い医療費が伸びたことによります。さらに、子ども医療費助成についても同様の動きがうかがえるんですけども、非課税世帯のほうの無料化によりまして、母子世帯医療助成の対象者が子ども医療費助成の対象のほうに移

行する児童がいたということによりまして、受給者のほうが増加したことによります。

次に、子ども医療費、2行下、医療費の2行下です。後期高齢者医療事業費の減額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合に支払う今年度の市町共通経費負担金の額確定に伴いまして不用額を減額するものです。また、その右側、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額につきましては、職員給与費等繰入金の人件費及び前年度の高齢者保険事業と介護予防の一体的実施事業の委託金の精算確定によりまして増額補正をするものです。民生費枠内の最後の行の左側です。児童手当給付事業費の増額は、児童手当法の改正に伴うシステム改修費用でございます。これに係る対象経費は、全額国庫補助となっております。

続いて、歳入のほうです。295ページをお開きください。上から3つ目の枠、国庫支出金の2行目右側、子ども・子育て支援事業費の増額は、児童手当給付事業費のシステム改修経費の補助金でございます。その下の枠の2行目右側、高齢期移行助成事業費から5つの医療費助成事業費の補助金の増額につきましては、いずれも事業費の増額に伴い補正をするものでございます。同じ枠の最後の行、右側、人口動態調査事務の減額につきましては、県との委託金減額によるものです。

2つ下の繰入金の枠、後期高齢者医療事業特別会計繰入金は、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業の委託料の確定に伴いまして繰り入れるものです。その下の地域振興基金の減額のうち580万円の増額は、乳幼児医療助成事業費と子ども医療費助成事業費の市単独事業部分の無料化を実施するために繰入れをするものです。

その下の枠、諸収入の最後の行の左側、返納金のうち3,332万9,000円の増額につきましては、前年度に後期高齢者医療広域連合に支払った療養給付費負担金が確定したことによりまして、精算返納をされるものです。

市民課からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 成田課長。

○生活環境課長（成田 和博） それでは、生活環境課分を説明いたします。

まずは歳出です。255ページをご覧ください。下段の中枠、財産管理費の財政調整基金積立金です。兵庫県交通災害共済組合が今年度末をもって解散することに伴い、設立基金の分配額が確定したことに伴う分配金同額を基金に積み立てるものです。

269ページをお願いします。下段のじんかい処理費です。これは、北但行政事務組合の予算において、令和2年度決算の繰越金の確定により負担金が減額されたことと、クリーンパーク北但施設内ののり面修繕工事に係る詳細設計費等の豊岡市負担分の増加によるものとの差額を予算計上しています。

次に、歳入です。251ページをご覧ください。中段の下の枠、下から4行目、雑入の返納金、兵庫県交通災害共済組合設立基金分配金です。分配額が確定したことによる分配金です。

次は債務負担行為です。16ページ戻っていただいて、235ページをお願いします。本議会では、3件の債務負担行為補正をお願いしております。

1件目です。1枠目の太陽光発電システム設置費補助金です。これは、太陽光発電システムが新規住宅の建築に併せて設置される場合が多いことから、申請者が一連の工事を中断することなく設置できるようにするものです。

2件目です。上から6枠目の指定ごみ袋等作成業務です。指定ごみ袋は、年度当初から必要であり、また、入札結果で業者が替わった場合の引継ぎ期間を考慮し、1月末をめぐり入札を行うためのものです。

3件目です。豊岡斎場火葬等業務です。12枠目に記載されております。本業務につきましても、業務委託にかかる入札結果で業者が替わった場合の引継ぎ期間を考慮し、来年1月末をめぐり入札を行うためのものです。

市民生活部の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 社会福祉課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

263ページをご覧くださいと思います。社会福祉費の右欄の説明欄、下から3つ目の枠になりますが、立野庁舎管理費でございます。こちらのうち、光熱水費80万7,000円を要求させていただいております。こちらにつきましては、今年度、立野庁舎におきましてもコロナウイルスワクチン接種会場となったことございまして、開庁日、利用日が増えたということで、電気代、水道代が増加したことによるものでございます。

その下ですが、最初に1行目の扶助費の障害者（児）自立支援給付事業費のグループホーム低所得利用者家賃助成支援費70万円でございます。新たに2つのグループホームが開設されたことに伴いまして利用者の方が増加しましたので、増額をさせていただいております。同じく障害福祉サービス費1億8,787万5,000円です。報酬改定に伴います給付費の増加でありますとか、利用者数が見込みより増加したことに伴うものでございます。

次に、同じ枠ですが、地域生活支援事業費、事業委託料22万5,000円を減額させていただいております。例年10月頃に屋内で身体障害者スポーツ大会を委託開催、実施しておりましたが、新型コロナウイルスの影響が少しまだ残る、気になるということで今年度は中止されたことに伴いまして減額させていただくものでございます。

続きまして、歳入をご説明させていただきます。245ページをご覧くださいと思います。上から3つ目の枠になりますが、国庫負担金の段になります。こちら、障害者（児）自立支援給付費負担金9,393万7,000円です。こちら、先ほど歳出でご説明いたしましたが、事業費が増加したことに伴いまして国庫負担金2分の1を予定いたしております。

その下につきまして、国庫補助金の枠になりますが、説明の上から2段目、障害者地域生活支援事業費補助金になります。こちらにつきましては、先ほど中止ということでご説明させていただきました、スポーツ大会中止に伴います国庫補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、247ページをご覧いただきたいと思います。一番上の県負担金になりますが、枠の右側、説明欄の一番上になりますが、障害者（児）自立支援給付費負担金ということで、こちらにつきましても国庫補助2分の1と先ほど申し上げましたが、4分の1の県補助、県負担金4分の1を増額させていただくものでございます。

そしてその下の枠になりますが、県補助金でございます。右端の説明欄、2つ目の枠の下から2行目になります。障害者地域生活支援事業費補助金3万4,000円、こちらもスポーツ大会の中止に伴う県の補助金の減額になります。

また、障害者自立支援利用者支援費補助金マイナス6万9,000円ということで減額させていただきます。これにつきましては、先ほど歳出のほうにおきましては、グループホームの低所得利用者家賃助成支援費70万円の増額ということでご説明させていただいております。こちらにつきまして、歳出は増額は歳入は減額ということになっておりますが、こちらにつきましては当初、予算要求時に歳出につきましては要求時の歳出見込額を査定の間一部減額させていただいたものの、歳入につきましては当初の歳出見込額のまま計上したままであったということで、そのような、歳出は増額、歳入は減額ということになっております。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、債務負担行為につきましてご説明させていただきます。235ページをご覧いただきたいと思います。下から8行目から4項目、豊岡市立健康福祉センター条例で位置づけられている健康福祉センターのうち、今回公募で事業者を選定いたしました日高東部、また、これにつきましては9月議会で別途、債務負担を出していただいておりますので、城崎、日高、出石、但東、こちらの4つの健康福祉センターにつきまして、来年度1年間、先ほどご承認いただきましたが、指定管理期間を延長させていただくということで、限度額をそれぞれ設定させていただくものでございます。

社会福祉課からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 和田参事。

○高年介護課参事（和田 征之） 265ページをお願いします。表中、説明欄、上から2段目の枠、外出支援サービス助成事業費の扶助費964万2,000円でございます。この事業につきましては、車椅子を利用されている移動困難な方が、自宅から医療機関等に行くために福祉車両を利用された場合、その運賃の一部を助成するものでございます。今年度5月4日から新型コロナワクチン接種が開始されたため、集団接種会場までの利用等、あわせて、個人接種、個人医院までの利用が増えたことによるものでございます。当初予算額44,333万1,000円に対しまして、今回、964万2,000円を増額させていただくというものでございます。

次に、その下の老人保護措置事業費でございます。987万円の減額でございます。養護老人ホームコスモス荘、ことぶき苑、及び市外の養護老人施設への入所に係る措置費につきまして、上半期、4月から9月までの実績と併せまして下半期、10月から3月までの実績見込みにつきまして積算を再度させていただいたものでございます。

次に、歳入です。245ページをお願いします。一番上の枠、老人福祉法第28条収入でございます。これは、先ほど歳出のほうで説明させていただきました、養護老人ホームへの措置等に係る費用につきまして、実績見込みにより196万8,000円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（田中藤一郎） 宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、263ページをお願いします。一番上の枠の一番下になります。国民健康保険事業特別会計（直進勘定）への繰り出しについては減額しております。

次に、265ページをお願いします。一番上の枠になります。後期高齢者医療事業特別会計繰出金のうち、92万円が健康増進課分で、昨年度事業の清算により繰り出すものです。次の枠の一番下、玄さん元気教室奨励金ですが、現在の交付状況等から減額するものです。

次に、269ページをお願いします。一番上の枠、健康診査事業費のうち、業務委託料はすこやか市民健診業務の実施見込みから減額するものです。

その下、国県負担金等清算返納金については、昨年度事業の清算により、兵庫県後期高齢者医療広域連合に返納するものです。

その下、歩いて暮らすまちづくり推進事業費ですが、とよおか歩子の機能強化を予定していましたが、こちらのほうが欲しい機能がこの金額では実施できないということで、本年度は一旦減額するものです。

その下の枠、予防接種事業費については、市外で予防接種を受けられた場合の助成金の増額と、風疹追加対策分の清算による返納金になります。

その下、感染症対策事業費の自宅待機者配食等業務については、今の実施見込みから減額するものです。

その下の枠、診療所事業特別会計繰出金については減額しております。

歳出は以上です。

次に、歳入で、247ページをお願いします。一番上の枠の2つ目になります。養育医療事業費負担金は、昨年度事業費の清算により追加交付となったものです。

次に、249ページをお願いします。上から3つ目の枠、後期高齢者医療事業特別会計繰入金については、今年度実施事業見込みによって増額となるものです。

次に、251ページをお願いします。上から2つ目の枠の一番上です。各種検診弁償金ですが、すこやか市民健診の実施見込みから個人負担分を減額するものです。

次に、戻っていただいて、235ページ、債務負担行為の補正になります。上から11番目のすこやか市民健診業務については、健診委託業者などの手配が必要な、今年度中に手配が必要なため、計上しています。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） それでは、教育委員会教育総務課の説明をします。

まず、255ページをお願いします。下から3つ目の枠になりますが、財産管理費の光熱水費です。ここは、普通財産として管理しています、旧奈佐と港西小の使用実績による増額になります。

続きまして、279ページをお願いします。279の中段の枠になりますが、ここは竹野の統合、それからコロナの感染症対策、高橋小学校の前の道路拡幅によりまして、校門等の整備を予定していましたが減額という予算になっております。特に業務委託料につきましてご説明させていただきます。ネットワーク設定変更につきましては、パソコンの移設の業務でございます。物品移転は、運送会社の費用ということで、竹野南と中竹野の備品を移転する際の業務になります。整備工事費につきましては、国道426号の道路拡幅が延期されましたので、当初予定しておりました高橋小の校門整備420万円を減額し、竹野のスクールバスが竹野小学校のほうに乗り入れされますので、その舗装費用を上げています。

それから、事業用備品はコロナ対策で、例えばですけれども、後づけ自動水栓でありますとか、CO₂の測定器なんかを購入する予定にしております。

それから、一番下の枠で、中学校の管理費ですけれども、消耗品はコロナ消耗品ですし、281ページをご覧ください。こちらの一番上の枠の事業用備品は、小学校と同様の後づけ自動水栓等の整備を予定しています。

続きまして、287ページをお願いします。上から2つ目の枠の給食センター管理費になります。投資委託料、それから整備工事費につきましては、豊岡学校給食センターで今年度、水銀灯をLED化するような工事をしておりますものの、不用額を落としております。

それから、業務委託料の配送業務、これは豊岡まちづくりやシルバーの額が確定したものの減額になります。

歳入になります。245ページをお願いします。

245ページの国庫支出金、下から3つ目の枠になりますが、学校保健特別対策事業費補助金、これは先ほどの歳出、感染症対策の2分の1の補助金になります。

次に、249ページです。上から2つ目の枠になります。寄附金です。児童福祉事業費寄附金につきましては、子育て総合拠点の取組に対します寄附として100万円を頂いております。

その下の設備整備寄附金につきましては、中学校クラブ活動の備品ということで、楽器等の寄附に対するものでございますが、50万円頂いております。

次に、251ページになります。ちょうど中段になりますが、光熱水費等の使用者負担金として区長会のほうから旧奈佐と旧港西のほうから頂いております。建物共済につきましても同様のものがございます。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 和田課長。

○子ども教育課長（和田 晃典） 279ページをご覧ください。真ん中の枠の一番下になります。要保護・準要保護児童関係事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校での就学援助費、新規認定者の増加に伴う増額となります。

同じページの下の枠になります。学校運営事業費とありますが、寄附による中学校クラブ活動備品の購入費となります。

続いて、281ページをご覧ください。一番上の枠になります。要保護・準要保護生徒関係事業費です。新型コロナウイルス感染症の影響による中学校での就学援助費、新規認定者の増加に伴う増額となります。学校運営事業費の歳入につきましては、先ほどの教育総務課の説明のとおりです。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 木下課長。

○子ども育成課長（木下 直樹） それでは、265ページをお願いいたします。下の枠の中ほどございます。児童福祉総務費です。こちらのほうは、令和2年度の事業の実績に基づきます負担金等の精算返納金です。

国庫負担金等精算返納金の主なものにつきまして

ては、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金、それから、子育てのための施設利用給付交付金などがございます。それから、県費負担金等精算返納金につきましては、子育てのための施設等利用給付交付金でございます。

その4行下、子育て支援総合拠点等施設管理費でございます。こちらのほうは2022年3月に開設を予定しております、子育て支援総合拠点等、アイティの4階部分ですけれども、こちらのほうの指定管理料と、それから光熱水費など維持管理費経費でございます。

次のページをお願いします。2行目です。人件費、会計年度任用職員報酬でございます。補助員につきましては、これは放課後児童クラブの補助員の報酬で、最低賃金の改定に伴いまして、報酬単価を資格のない方については930円、資格のある方については1,020円と、それぞれ25円アップしたこと、それから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止などの影響によりまして業務自体が増えたこと、それから、配慮が必要となります児童の受入れを積極的に行ったことなどによりまして、職員または時間数などが増加したことによりまして増加でございます。

次に、281ページをお願いします。一番下でございます。放課後子ども教室推進事業費でございます。こちらのほうは、竹野の放課後子ども教室のほうが開設されなかったことによりまして、報奨金を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。245ページをお願いします。2つ目でございます。子育てセンター使用料、こちらのほうは子育て支援総合拠点等で実施します一時預かりの利用料でございます。

次に、債務負担をお願いします。235ページです。第2表の下から4つ目でございます。子育て支援総合拠点等施設の指定管理料でございますけれども、令和4年度から2年間の限度額を設定するものでございます。

説明は以上です。これで全課の説明を終わります。

○分科会長（田中藤一郎） ありがとうございます。

時間のほうがお昼を過ぎてしまいました。これから質疑も入ると、ちょっとかなりの時間になりますので、一旦、暫時休憩をさせていただきます。再開は1時10分。

午後0時08分 分科会休憩

午後1時07分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） それでは、10分前になりますけれども、再開をしたいと思います。分科会を再開します。

なお、昼から幸木部長のほうから、公務の出張があるために欠席となりますので、ご報告をいたします。

それでは、午前中に説明をいただきましたことで、それでは、質疑のほうに移ります。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 286ページ。

○分科会長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○委員（上田 伴子） 給食センターのところの減額で、水銀灯の何かという説明があったんですけど、その減額については、給食センターのそういう業務委託の関係の減額でしょうか。

それからもう1点、278ページだったかな、あ、279ページの要保、コロナ禍の中で要保とか準要保護児童が増えたことによってとあったんですけども、これはどれくらいのお子さんが増えたのか、その2点お願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） ご質問いただきました287ページ、給食センターの業務委託料、給食配送業務の減額につきましては、本年度予算、当初予算に対して入札が執行されたことによる減額でございます。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） もう1点のほうは。

坂本参事。

○こども教育課参事（坂本英津子） 就学援助の児童生徒数の増加なんですけども、今、12月現在の対比ということでよろしいでしょうか。

○委員（上田 伴子） はい。

○こども教育課参事（坂本英津子） 今年の12月1日現在で、小学校、中学校合わせて740名となっております。昨年の12月、ちょっと日にちはずれるんですけども、12月4日現在で665人ということになります。引きますと75名増えているということになります。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 増えた75名のお子さん、小・中学校のお子さんだと思いますけれども、これはほとんどがコロナ禍の影響により収入が減った方というようなことが主な原因でしょうか。

○分科会長（田中藤一郎） 坂本参事。

○こども教育課参事（坂本英津子） そうですね、今年1月にまた緊急事態宣言が発出されて、その影響もありまして、一部制度のほうも拡充したことも理由にあると思うんですけども、それによって増えているということです。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員、どうでしょうか。

○委員（上田 伴子） はい、分かりました。

○分科会長（田中藤一郎） そのほか、何か質疑ありますか。

福田委員、どうぞ。

○委員（福田 嗣久） それじゃあ、私から、235ページの債務負担行為補正で新文化会館の整備事業の説明をいただきまして、この1億4,759万8,000円は実施設計への債務負担行為ということで、それから予算では、補正予算で320万円、地歴調査ということでしたけれども、まず、本会議でもいろいろと話題に上がっております、この新文化会館の予算的には56億円という話が飛んでおりますけれども、基本的にこの56億円という積算というか計算は当然、去年されたんでしょね。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 56億円につきましては基本設計ですので、去年、おとし、2年前の75万円ですね。延べ床面積当たり75万円で、設計等々含めて56億円。基本設計に入る段

階で56億円を設定して設計をまとめたということですね。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 去年、おととしか、それで、設計単価が75万円掛ける延べ床面積ということですね。基本的に、設計士さんなんかの話を聞くと、当然のことながら、ご承知のように、去年から非常に今年にかけて建築物価が上がっておりますけれども、私は素人ですから何も分かりませんが、2割も3割も増加するよという話はよく聞くんですけども、その辺のご心配はどういうふうになさってるんですかな。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 先ほどの私の答弁、ちょっと誤解が生じるような答弁になりましたけども、56億円で、昨年設計するときには昨年の単価で積み上げて56億円で収まる設計ということですので、2年前の単価で積算したことではないというご理解だけお願いしたいと思います。今、建設物価が高騰というのは十分認識しております。コロナ禍の影響で原油価格高騰ということもあり、生産ラインが一部、外国なんかは止まってしまったと。今まだ物流のほう若干弱いということで、毎月公表されてる建設資材の単価の動向いうのもチェックしております、やはりコロナで急激に上がっているという現象になっております。

その辺の社会情勢、十分注意しながら実施設計に入っていくということで、来年度入ればどこかで頭打ちして戻ってくるのではないかなという、個人的には思いはありますけども、その辺は十分注意しながら、実施設計の段階ごとにまた委員の皆さんに何かのご説明をさせていただきながら、一つ一つ進めていきたいと考えております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今私が申し上げた、素人で私は判断がつかないんですけども、市中市井で建築屋さん等が2割、3割はもうへっちゃらで上がりますよと、このことについては私は今はっきり分かりませんが、私に分かるのは、鉄骨材がこんだ

けほど上がってる、そういうことは感覚として分かりますけど、その辺は専門としてどんな感じですか。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） コロナが2020年度ですね、東京で初めて緊急事態宣言が出されて、そのときに比べたら単価的には1.2倍ほど今、天に近いような状態で物価が上がっているのは十分把握しております。

ただ、これからさらにどんどん上がっていくのかというところは十分見極めて、さらに上がっていくような状況がずっと続くのであれば、まさしくもう社会が崩壊に近いような状態になってきますので、そういう状態にはならないのではないかという、個人的には予測をしております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） その見方は非常に分かりにくい、素人では判別つかないとこが確かにありますけれども、来年に向けて下がってくるだろうということとはなかなかないんだろうなとも思ったりしてるんですけども。

それはそれとして、基本設計でございましたデザイン的なものですけども、基本設計でされたあのデザインは踏襲されるということでしょうかね。コウノトリをモチーフとしたこんなやつだな。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） なかなか不評であったのは十分認識しております。

ただ、技術的に言いますと、あの構造体が単純に一番安い構造体で、躯体造る建築費を考えた上で、ああいう後から蓋というか、天井をぼんと載せるのが一番安いと。そこにちょっと曲げて、後づけでコウノトリというコンセプトをつけたような格好になります。その辺はさらにコスト縮減というところも視野に入れながら、ちょっと検討は、個人的には検討したいと考えております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今答弁していただいて、不評だが安い単価になり得るということですね。それで、その辺は素人ですから分かりませんが、不評

だというのは、デザイン的に、何ていいますか、設計士さんというのは当然注目を浴びんなんから、斬新な、あるいは目新しいデザインをするんでしょうけれども、果たして、これも誰か言うたられたな、この豊岡というところで、雨が多い、当然雪も多いところで、湿気も多い中で、ああいう構造物、今、櫻田室長が言われました、安くて、不評だけでも安いというふうに言われたんだけど、そういう地勢的に合うてるんかどうか。例えば、屋根を見るのは、一瞬は、ああ、すごいなと思っても、あと日常的になったら見ませんから、人間の目がじっと見てるわけじゃないんで、この辺はどうなんだろう、地理的な環境に合ってるのかどうか。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 気候的にも特に雪が降る地域ということで、皆さんも市街地見ていただくと、2、3階以上の高層ビルで瓦屋根、勾配屋根にするというのまずなくて、まず雪を下に歩いている方に落とさないというのが大前提で皆さんビルを建てられてると思います。ですから、湿気関係とか結露関係というのはもう今、建築のほうで十分技術が進んでおりますので、その辺の採用等含めて、イニシャルコストとランニングコストを比較して、イニシャルコストが安くてもランニングコストがばかみたいにかかるというような比較も十分させていただいて、今の形が一番安価であるということで基本設計はまとめさせていただいております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 安価で気候的、地理的も合ってるというような判断ですね。それで、これも私も素人で全く分かりませんが、地理的な気象に合うということは、もっと、要するにすっきりと流せば済むこと違うのかなと、安価についても。例えば、気候的にも大丈夫ですということやけど、振り返りがあったわな、こういう感じでね、あれはやっぱり雪で受けるし、落とさないちゅうことは分かるんですけども、水切れも悪いし、本当に気候的に合うのかなという気も単純にするんです。

要するに、イニシャルコスト、ランニングコストの話もされましたけども、本当にそうなのという気もするんですけども、その辺は間違いのないことですか。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 多分、今おっしゃられているのが、構造体としては雪を落とさない、極端に言うと真っすぐの屋根で、今ご提示させていただいたデザインはきゅっと反っていると、その差についても設計段階でどれだけのコストが上がるんだというのも全て検証して、変わらないという結果をもって、じゃあちょっとデザイン性を持たせようかという、プラスアルファ的なデザインになっておりますので、十分その辺は基本設計で検証して、コスト的に変わらない範疇でのデザインということ取りまとめております。

○分科会長（田中藤一郎） 桑井参事。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） ちょっと補足なんですけど、反り上がった形は、真っすぐですとどうしても雪庇ができます。縁が雪が垂れてきて下に落ちると、凍てついたりしたら余計危ないわけですし、反り上がらせることによってその雪庇をなるべく防ぐという意味合いを持たしておりますので、デザインプラスそういうこともあるということで、ご了承いただきたいと思います。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 了承も了承でないという話でなく、要するにそれが合ってるのかということと、デザイン的なことは私もいろんな建築物見させてもらって、デザイン優先してしまうということは、最初はほほう言うても、後はもう見ませんので、その辺が本当に間違いのないのかなという確認をさせていただくのと、やはり一番大きな問題としては、今日の新聞にもちょうどあったんですけども、兵庫県の県庁舎、井戸知事のと時から、今日の新聞ですけども、要するに720億円の庁舎を凍結化、あるいは撤回かなというような話が新聞にどんと出てましたんで、なるほど、兵庫県でもこんなことがあるんだなと思って、改めて感じておったんですけど

ども。それを見て、今回の話で一番大きなことは、やはり56億円というのは、本当にこれが、これ皆さんもご承知のように、水道料金が17.6%上げますよという議案が今出されて、今継審になりましたという話でしたけれども、要するに人口が減少する、そして市民負担が多くなるから、今のときに上げていくという理屈、当局側の理屈は理解はしながら聞いてるんですけども。

この新文化会館も同じことで、要するに人口が減少します、そして、少なくなる人口で償還金、あるいは利息全て支払いをしていく、これが15年も20年も30年も続くんだと思うんですけども、その辺に将来負担を残さないようにするためには、できるだけやっぱし切り詰めていく、そして耐久性のある安価なというんか、安いだけがいいと思ってませんけども、そういうことが本当に守れるのかなということを強く思うものですから聞かせていただいているということで、まず、デザインのことは今よく分かりませんので、それぐらいにしておきますけれども、この議会で資料請求をさせていただいたら、事業費として69億1,710万円がこの10年の長期財政計画の中に組まれてるんです。この10年間、今年から10年間の中で69億1,710万円の事業費が長期財政計画で置かれてるんです。そうすると、これは財政と一緒にしなければ返答がしにくいんだろうけども、57億円という基本的な枠組みをつくって、69億円だから12億1,700万円ほどは、これはあれなんでしょうか、市民会館の除却とかその辺が入ってるわけでしょうか、今の69億1,710万円に対しては、あくまでも計画ですけどね、これは。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 財政課から出ております資料ですけども、まず、新文化会館のほうで足していきますと57億円という数字になります。これは、実施設計を入札した場合ということで、今回随契をさせていただくということで、まずここで1億円、差がちょっと出ていると、その後が現市民会館の取壊しの設計費と取壊し費。

○委員（福田 嗣久） それは、金額ちょっと言うてください。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 2027年度と28年度に今、取壊しを2か年かけてやるということで、事業費がお出しさせていただいている資料で4億6,800万円が2027年度、2028年度が7億200万円ですね。

○委員（福田 嗣久） これが除却費ですね。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） そうですね。除却にかかる設計費がちょっと、2026年度の中にまぶられて、合計になってしまってますので、ちょっとそこが分かりにくい部分ではありますけれども。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうすると、除却をした後の駐車場の整備費なんかはまた別ですか。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） すみません。2028年度の7億200万円の中に取壊した後の駐車場の舗装代も含めてということになります。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） この小森さんの要求資料の、これは台数計算なんかは、どれが新たに造る分、この市民会館の西駐車場、北駐車場、これですか。小森議員の資料請求かな、合計で1,059台確保できますという資料を頂いて、今の除却費の中へ入ってる舗装代というのはどれなんだろうということやけど。市民会館北駐車場、市民会館西駐車場、健康福祉センターは、これは関係ないだろうけどね。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 小森議員のほうに出させていただきました資料の上の表ですね、新たに整備する駐車場台数ということで、新文化会館の横に50台、新たに造るということで、基本設計のほうでは取りまとめております。現市民会館の跡地の台数というのは、ちょっとまだ設計ができておりませんので、福祉センターのほうも存続というようなお話になってきてますので、ちょっと

台数はまだこれから協議しながら決めていきたいなという考えで、台数未定ということで、合計には含んでおりません。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりましたけれども、事業費という言い方をすると、今の56億円プラス除却費や舗装費が入ってきて、結構大きな金額で、これ誰も皆さん方よく分かってない金額ですので、56億円が独り歩きしちゃうから、その辺もよう注意しとかんとあかんと私は思ったりしてるんですけど、やっぱり全体のもんですから。ですから、駐車場整備も当然、今の台数見て、これは予算に入ってるっておっしゃいましたわな、69億円にね、入ってるということなんだけど。いずれにしても、建築のものが高くなれば、この総量としてまた69億円が70億円とか75億円という可能性が非常に高いんじゃないかなという心配をしております、こんな細かく聞かせてもらいますけれども。それが、今申し上げたように、将来の人口が6,000人になったり、6,000人台になったりしたときの負担になりますので、やっぱり大変、兵庫県ですらそういうやっぱし決定事項を持っていくということを考えたなら、かなり慎重に考えていく必要があるんだろうなという思いが強いもんですから、代表して聞かせていただいているということです。

その枠決めが、何も当局だけが決めて、世の中の動きで決まってくるんで、物価高とかいろんなことはね、当局が決めるわけじゃないんで、要するに、世間の相場が決めていくんで、その辺を本当にどう収めていけるのかなという心配は、答えにくいと思うけども、去年の3月の前市長の答弁はこんなふうじゃなかったかなと思うんだけど、実施設計を認めていただいて、あかなんだらそこで止めてもらったらちゅうやな話もあったわな。そんなことはなかなかしにくい話で、やっぱりかかる前に慎重に慎重に慎重に考えていくという必要があるんだけど、そういう総枠をこの枠の中で収めるということについては、1人で判断できないかも分かんけど、どういうふうには部としては考えていかれるのか

な。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 確かにコロナ禍で物価がいつ普通に戻ってくるのかというのはなかなか分からない部分ではありますけども、これから実施設計の中で56億円というのはキープで、取壊しのほうは前回からご説明させていただいてるとおり、くいを抜くか抜かないかで10億円近いお金が変わってくるということもございません。ですから、これから実施設計を一つ一つ積み上げていく中で、事後ではなくて事前にいろいろご相談させていただきながら進めていきたいとは考えております。

ただ、大幅にどんと上がって、上がっちゃいましたというつもりは個人的には全く思っておりませんので、十分協議というんですかね、ご相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） ほかの議員さんもやっぱりそこらは非常に心配なさってる今の現在といいますか、環境にありますので、56億円という、建物だけの話になりますけれども、それが要するに拡大するという、前回のようにもう怒り狂わんなんような話にならんように、次長に悪かったけど、そういうことのないように、やっぱりきちっと歯止めをかけるということと、当然事業進捗をする中では、どう議員側にも説明していくかということも後から後づけでこうだこうだいうんじゃないで、やっぱりこれだけ大きな責任のある、議会も責任があるし、当然当局はもちろんあるんだけど、お互いに責任を持つということになりますので、市民の皆さんに対しては、だからそこをやっぱりきちっとわきまえて、議会側に事前に報告していただくということをやっぴり徹底していただきたい。2,000万円、3,000万円の話じゃなくなるんで、それだけはずいぶん担当部長としてもお願いをしておきたいと思えますよ。

○分科会長（田中藤一郎） 桑井参事。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） 先ほど櫻田が申しましたとおり、56億円の中で収めるというの、私の答弁の中で一貫して申し上げておるところでございますので、そういうつもりで事業を進めていきたいと思っておりますし、今までからそうなんですけれども、もう重要なポイントではやっぱり議会の皆様ともご議論させていただきながら進めていくということは今後もさせていただきたいと思っておりますので、より丁寧な事業の進め方というのに心がけたいと思っております。以上でございます。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そういった点を重々やっぱり守っていただきたいということをお願いをして、この質問は終えさせていただきます。

○分科会長（田中藤一郎） そのほか。
岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今、福田委員の話と関連するわけなんですけれども、56億円という枠を決めて、その中でやっていくという形なんですけれども、田中藤一郎委員の資料請求の中に、2022年に竣工式があって、そうですね、平米当たりの単価が48万9,943円という事例がこの中に載ってるんですけども、これの中身を確認されてるかどうか分からないんですけども、どこの事例というのが分かりますか。多分現場は見とられないと思います、まだできてないんだろうしね。ちょっとお願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 櫻田室長。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） お出しさせていただいた資料なんですけれども、各自治体から聞き取りをさせていただいた数字です。ただ、公表するということを前提にお聞きしておりませんので、ただこの要求されております資料の中で金額を書かないとなると、全く用を足さない資料になってしまいますので、名前のほうを伏せさせていただきました。ですから、ちょっとこの場で公表させていただくのは差し控えさせていただきたいんですけども。ただ、そちらの、この資料でいきます6番の施設は現場も見に行かさせていただきましたし、ちょっと全然違う補助金が入ったり、いろいろ地域性

を持たれてるところですので、結果的にはこういう金額で収まっているというようなところなんです。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 岡本副委員長。

○委員（岡本 昭治） 本当にさっきから議論が出るように、予算内に収めようと思うと、どこか削っていかなあかんということになると思っていますので、その参考になるかどうかは分からないんですけども、一応確認はさせていただきました。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかご質問等々ありますか。

○委員（福田 嗣久） もう一つだけよろしいかな。

○分科会長（田中藤一郎） なら、福田委員。

○委員（福田 嗣久） 生涯学習サロンの話で、今工事、もう使ってもらえるんですかな。ちょうど選挙のときに相当お叱りを受けた話がございます、もう整理がついたのかな、それだけちょっと教えて。もうかなり怒られましてな、わし分からんわと言うとったけど、分からんで済むかっつ。

○分科会長（田中藤一郎） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） 生涯学習サロンで、窯のお話の件でしょうか。

○委員（福田 嗣久） そうそう、窯の話、そうそう。

○生涯学習課長（大岸 和義） はい。実は、秋口でしたか、生きがい創造学院さんと自治会さんとの連名で要望書を承っております。その中で、要望書を回答する中で、いろいろ意見交換をしまして、その対応策についてはきちんと整理をして、利用に向けた動きを取っていただいているというふうに認識はしております。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） かなり厳しいことをお二方、言われましてね、実は。私は基礎知識がなかったものですから、そんなの全く分からなんだ、申し訳ないだけ言うといたんですけども。ともかく行き違いが相当あったということで、怒っておられましたわ、かなり怒っておられましたんで。窯の問題とやり取りの中で、それをちょっと心配しておりましたんで、ぜひ市民の皆さんの声をしっかりと聞きなが

ら、ただ予算は青天井じゃないですから、だから余計に意見交換と意思疎通をしておかんと、こういう問題になるような気がするんで、しっかりとお願いしたいのと、それからもう一つは、非常に怒っておられましたけれども、怒り方の中でやっぱり税金の無駄遣いだちゅう怒り方もしておられましたんで、やっぱり意思の疎通ができなんだら、結果として使い物にならんということだったら、税金の無駄遣いになってしまうので、そこらは肝に銘じていたいただきたいのと。生涯学習サロンの学院生さんが昔は四百何十人って聞いてったんだけど、大分減っておる状況ですか、全体として。

○分科会長（田中藤一郎） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） 2020年度末くらいにたしか211か何ぼまで落ちたと思うんですが、最近では240から250に戻っているというふうには伺っています。ただ、委員ご指摘のように、数年前の400というような数字には現在まだ至っておりません。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） これについても中心市街地で人の流れを増やすということでやってきたことで、これも我々は心配するというのは、やっぱりアイティの駐車場の問題、最初から言うておりましたけれども、アイティの駐車場が使いにくいという話もあったわな。それで学院生さんが減る、駐車料金の算定が減ることになると、さっきの午前中の話と一緒に、アイティ都市開発に影響することになってくる、それはひいては豊岡市に影響することになってくるんで、この辺の考え方もしっかり持ちながら事業の推進に当たっていただきたいということをお願いしておきたいですけど、いかがでしょうか。

○分科会長（田中藤一郎） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） すみません、アイティ全体を統括する立場にはございませんので、具体的なことは申し上げられませんが、先般、今回私どもの市民プラザの補正予算の中でも説明をさせていただきましたが、共益費の落ちた分というのの何

割かは駐車料金に係るコストが下がったというのがあります。そういった面からも、アイティ都市開発のそういった事業については、今のところは順調にいったのかなというふうには推測できると思います。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） はい。

○委員（福田 嗣久） 留意してお願いしたいと思います。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） それでは、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。
よって、第161号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会の付託、また分科会に付託された議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。ないですね。

それでは、この後、引き続き報告事項に入りますので、社会福祉課、スポーツ振興課を除く当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。

午後1時42分 分科会休憩

午後1時43分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 委員会を再開します。
それでは、議事を順序を変更し、4の報告事項に入ります。

まず、健康福祉部社会福祉課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

1、豊岡市地域福祉計画の策定について。

宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 貴重なお時間をありがとうございます。

豊岡市地域福祉計画の策定状況につきまして、現在の状況につきましてご報告させていただきます。

まず最初に、資料の提出が遅れまして、皆様のほうに、お手元に行くのが遅くなったことをまずおわびしたいなと思っております。

こちら、資料のほう、順次進めさせていただきますが、地域福祉計画につきましては、社会福祉法第107条の規定に基づきまして策定いたしておりますが、今年度末をもって終了することから、次期計画を策定をしておるものでございます。計画期間といたしましては、来年度、2022年度から2026年度までの5年間を予定いたしております。計画の策定に当たりましては策定委員会を設置いたしまして、学識経験者、地域団体の代表者の方、公募市民等、17名で構成します策定委員会を設置し、議論をしていただいております。

また、策定委員会に議論していただく前に作業部会ということで、市関係課及び社会福祉協議会の職員等で構成します、豊岡市地域福祉計画の策定作業部会も設置して進めさせていただいているところでございます。

これまでの開催状況ですが、2の1にございますように、昨年度末から1回目の策定委員会を開催しまして、現在まで4回の策定委員会を開催したところでございます。今後、年明けまして、パブリックコメントを実施いたしまして、5回目の策定委員会を2月中旬に開催しまして、2月下旬には計画を策定し、また議員の皆様にご提示できたらというふうに思っております。

また、計画策定に当たりましては、市民の皆様の声聞くことが非常に重要でございますので、3にございますが、グループインタビューを実施いたしております。実施の対象団体といたしましては、地域コミュニティ組織、民生委員児童委員連合会、行政区、社会福祉法人の8団体に実施させていただき

ました。期間といたしましては、7月1日から7月7日でございます。その場で、主な課題といたしまして、持続可能な地域活動の展開が求められていること、また、いといたしまして、地域福祉に関わる組織・関係機関との連携強化が求められているというようなご意見をいただいたところでございます。

めくっていただきまして4番で、地域福祉の主な課題でございます。策定委員会や作業部会においても多くの課題をいただいております。その中で次の5つが主な課題として整理させていただいているところでございます。こちらのほうご覧いただいたらというふうに思っております。

5番、計画の概要でございます。こちら、まず基本理念ですが、こちらにつきましては、現計画と同じで、「一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡」というふうにいたしております。ただ、副題といたしまして、前回の計画では、「いのちの共感に満ちた福祉のまちづくりに向けて」といたしておりましたが、次期計画におきましては、「いのちの共感に満ちた共生のまちづくりに向けて」と一部変更させていただきたいというふうに考えておるところでございます。これにつきましては、2021年4月施行の改正社会福祉法におきまして、地域福祉の推進は地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないというふうに規定されたこともありまして、従来の福祉を共生とさせていただいたものでございます。

続いて、(2)番、基本目標、基本方針等でございます。別紙1、次のページをご覧いただきたいというふうに思っております。こちらのほうで体系的に基本目標、それに伴う基本方針、基本施策、施策ということで構成いたしております。このうち、基本目標につきましては、2点上げております。1本は3ページにございます、住民の主体的な地域づくりということにしておりますし、また、もう1本は4ページにございますが、一番左の列ですが、総合的・包括的な相談支援体制づくりということでございます。これにつきましては、実のところ現

計画と同様のものとなっております。これにつきましては、現計画策定時においてまだ施行されておりましたが、2018年4月に改正社会福祉法160条の3が改正されることを踏まえまして基本目標といたしておきまして、次期計画においても踏襲するというようにいたしておきます。

あと、基本方針につきましては、基本目標1に伴いまして3つの基本方針、基本目標2に伴いましての基本方針、2点上げておきますが、これは先ほど4番の地域福祉の主な課題、対応する基本方針を掲げさせていただいております。

以下、基本施策、施策につきましては、時間の都合でご清覧いただければなというふうに思っております。

2ページに戻っていただきまして、計画を策定して終わりというわけでは当然ございませんので、計画の推進体制ということでございます。計画の進捗状況の点検評価を行うために、策定委員会を推進委員会として改組して、今後も引き続き進行管理に当たっていただきたいというふうに思っております。

また、2番の地域福祉計画推進部会ですが、これにつきましては、現計画でも位置づけておりましたが、設置することができませんでした。こちらにつきましては既存の制度などでは解決を図ることができない課題の解決に向けまして、関係課や社協が連携しまして、地域住民の下、皆さんと一緒に資源開発やまた体制構築、機能強化を図っていきたいというふうに思っております。

また、3番といたしましては、社協におきまして既に設置されておりますが、地域福祉部会や地域福祉推進委員会により具体的な取組を推進していきたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、地域福祉計画につきましてはの策定状況につきまして、以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中藤一郎） 報告は終わりました。

報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問等があればお伺いします。ないですか。

それでは、社会福祉課の皆さんにつきましては、

これで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

次に、地域コミュニティ振興部スポーツ振興課から2件報告事項がありますので、お聞き取りください。

(2) 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者指定事務について、(3) 豊岡市立総合体育館大規模修繕工事について、お願いします。(発言する者あり) はい、まとめてお願いします。

池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） まず、1点目の植村直己記念スポーツ公園の指定管理の指定事務についてご説明をさせていただきます。

本来なら今12月議会で指定議案を提出すべく、他の施設と同様の準備を進めておりましたが、提出することができませんでした。状況を報告させていただいて、今後の流れを説明し、取組へのご理解をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願います。

1点目ですけれども、現在の指定管理の状況ですが、指定管理者は特定非営利活動法人コミュニティ日高、指定期間ですけれども、来年の3月31日までとなっております。

2で指定管理の指定事務ですけれども、来年度から新たな指定管理者を指定公募ということで、6月議会において債務負担を設定させていただきました。他の施設と同様に、(2)ですけれども、9月1日に公募の告示をして、9月30日まで申請の受付を行いました。結果として、9月30日までに申請者がなかったというふうなことになります。

参考で、公募申請者がいない施設の対応ということで上げております。運用指針におきまして、ただし書があります。次に掲げる場合には、公募によらずというところで、結果的にエということで、申請者がなかったというところの中で、公募によらず特定の団体等を指定管理者の候補者として選定することができるものとするということの、この指針に基づいて対応を進めてきました。

3番目で、現在までの対応ですけれども、現指定管理者に状況確認をさせていただきました。また、日

高振興局とも連携を取り、スポーツ施設の指定管理経験団体、また、日高地域の指定管理経験団体の中から、候補団体に状況を説明をし、指定管理が可能かどうかの検討を依頼をしてきておりました。その中で、11月24日に、1団体から指定管理についての内諾が得られましたので、指定事務を進めたいというふうに考えてるところです。

4番目に、その予定された事業者ですけども、アドバンス株式会社。状況をその下に載せております。現在、神鍋高原でのスキー場の運営受託であったり、グランピングの施設等の運営をされております。それから、湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者でもあります。また、今議会に議案が提案されてますけども、神鍋高原観光施設の指定管理者公募者になつてる団体になります。

5で今後の指定事務の流れですけども、11月24日に意思確認ができましたので、そこから30日間を指定申請書の提出の期間を取らせていただいております。ということで、12月24日を提出期限にして、1月17日に指定管理者の選定審査会に審議をお願いをする予定にしております。ここを受けて、3月定例議会に指定議案の提出をさせていただきたいというふうに考えてます。今度は新たな団体になりますので、指定期間を3年間とすることにしております。(4)で議決後の手続ということで、指定通知だったり告示だったり、それから基本協定書の締結、それから事務の引継ぎなどというふうな事務が議決後にあります。

その中で、6で、今回お願いということですけども、円滑な移行に向けてということで、来年4月までの移行の時間が少ないという中で、市とその指定管理候補者、それから現指定管理者との協議を進めさせていただきたいなど、ご了解いただきたいというふうなことで、本日ご説明をさせていただいております。

これが植村スポーツ公園の指定管理の指定事務についてのお願いです。

続きまして、豊岡市立総合体育館の大規模改修工事についてご説明をさせていただきます。現状、報

告、説明させていただいて、スケジュールについてご理解をいただければなというふうなことを思っております。

1で現在のスケジュールですけども、今年実施設計を今している最中になります。当初、今年度実施設計を完了させて、それから来年の6月議会に工事請負案件を提出をし、7月から工事に入って、翌年度の3月、状況によれば繰越しというふうなことも含めて、工事を予定をして進めておりました。

2で、今回新たなスケジュールということでご説明させていただきます。実施設計は引き続き今年度の完成を目指しております。来年の9月に債務負担を予算を提出させていただいて、12月議会でも工事請負案件を出させていただき、1月から15か月の工期、1月から翌年度1年間ということで、24年の3月までを工期として工事を進めたいというふうに変更したいというふうなことのご説明です。

3、スケジュールの変更理由ですけども、2点ありまして、1点目は財源確保の関係です。スポーツ振興くじの助成金をスポーツ施設、最大限活用して、今までも改修整備等をしてきております。この大規模、総合体育館についてもこの助成対象事業として、この助成金を最大限獲得をしたいというふうな思いがあります。ただこの中で条件がありまして、単年度で工事完了をすることと、体育館の場合には床面の全面改修というのが絶対条件ということになります。この理由に書いてますけども、この床面改修は絶対条件と、単年度工事が絶対条件ということで、現在のスケジュールでは工事の手順というのが屋根から工事を始めて、特定天井、天井のLED化、それから壁で床というのが最後になってくるということで、年度内完成というのが難しいというふうなことが判明をしました。新たなスケジュールでは、4月早々に屋根工事から改修に入るということで、23年度の年度内での完成は可能だということから、変更をしていきたいというふうなことです。この助成金につきましては、助成対象事業費の上限が1億5,000万円で、今、A判定、B判定というのがあって、通常、最悪でもB判定だと助成

金が8,000万円というふうなことになります。A判定になると1億円というふうな助成金になりますので、大きな額になります。財源確保しながら事業を進めたいということで、こういう、1年ずらしていききたいというふうに思っています。

それから、2点目の理由ですけれども、ワクチンの接種が、3回目のワクチン接種が始まるということで、今年度も1回目、2回目も総合体育館が大規模接種会場として使ってきております。一応、来年の9月下旬頃まで3回目のワクチン接種でこの総合体育館を活用したいというふうなことがあります。予定どおりの工事を始めるとそれができないというようなこともあります。この2つを理由で、スケジュールを後ろ倒しにしたいというふうに思っております。

4番目は利用調整の開始ということで、ご理解いただきたい件ですけれども、毎年、今、10月から12月にかけて、来年度の大きな大会の利用調整を行っております。いろんな段階から、こういう大会で使いたいということを出していただいて、それを調整する会議をこの時期にしております。今のところ来年度は7月以降は工事で使えませんよというふうなことで、市民の方にはお知らせをしております。これを、今回このスケジュールを変更することによって、再来年の2月末では利用は可能と、その代わり、その次の年が1年間使えないということになりますけれども、今、7月から使えないといったものを、再来年の2月まで使えますということができるだけ早く市民の方にお知らせをして、利用調整を始めたいということで、今回議会の皆さんのほうにご説明をさせていただいて、ご理解をいただいて、来週もう、20日以降からでも来年の利用調整を開始したいなというふうに思っているところです。

3枚目のスケジュール表につきましては、今言いました、1番の現在のスケジュールと2番の新たなスケジュールとの比較というふうなものを表でお示ししておりますので、確認をいただければなというふうに思っております。

説明とお願いは以上です。

○委員長（田中藤一郎） 報告は終わりました。

これらの報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問等があればお伺いします。ないですね。

ないようですので、スポーツ振興課の皆さん方につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

以上で報告事項を終わります。

委員会を暫時休憩します。

午後2時02分 委員会休憩

午後2時03分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 委員会を再開します。

次に、協議事項に戻りまして、（2）番、意見・要望のまとめに入ります。

まず、本日委員会において審査しました議案について、当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容についてご発言があればお願いします。

暫時休憩します。

午後2時04分 委員会休憩

午後2時07分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、委員会を再開します。

それでは、ご意見のほう。

芹澤委員、お願いします。

○委員（芹澤 正志） それでは、先ほどの点ですけれども、第156号議案の議決に対し、次のとおり意見を付します。

中竹野小学校、竹野南小学校の閉校となった跡地について、各地域より提出された要望事項の一つに、統合後の跡地利用については、地域住民の触れ合いの場と地域振興の場とさせてほしいとあった。当局より廃校となった以降でない跡地利用活用については地域の方々に相談できないと回答があったが、本156号議案の提出に至った始まりとして、両校より市長宛てに提出された統合に関する要望書が大きな要因である。地域住民にとって、学校統合は苦渋の選択であった上、その選択を迫られた際

に、地域が市長に提出された要望書に対して、統合だけを推し進め、跡地活用について何ら方向性が示されていない状況である。このため、本議案を可決するに際しても、当該要望事項の適切なる対応を望むところであります。（「長い。削らんなん。」と呼ぶ者あり）削れると思います。

○委員長（田中藤一郎） 分かりました、そこは後でまた言います。

○委員（芹澤 正志） はい。

○委員長（田中藤一郎） それでは、もう一方、前野委員、お願いします。

○委員（前野 文孝） こども広場の運営においては、運営をしっかり行い、施設や駐車場などの安全な活用を促し、良好な経営を実施するように心がけられたいみたいな感じ、これでいいですかね。

○委員長（田中藤一郎） それでは、今、2件の意見等々いただきました。

ただいま協議いただきました、委員会意見要望を含む委員長報告の案文につきましては、正副委員長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしを認め、そのように決定しました。

後ほどまた皆さんにもご報告します。

委員会を暫時休憩します。

午後2時10分 委員会休憩

午後2時10分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） それでは、分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

本日分科会で審査いたしました報告第20号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第17号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）、第161号議案、令和3年度豊岡市一般

会計補正予算（補正第15号）について、分科会意見・要望についてのご発言があれば願います。

暫時休憩します。

午後2時11分 分科会休憩

午後2時11分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） それでは、分科会を再開します。

福田委員、お願いします。

○委員（福田 嗣久） それじゃあ、新文化会館事業再開について、ちょっと簡単に読みます。

今定例会で将来の人口減少を見越し、水道料金が平均17.3%という大幅な料金改定が提案された。この新文化会館は、事業費56億円という建設費が提案されているが、現状の建築物価状況の中、大変危惧をする事業計画である。今定例会で地歴調査、実施設計に向けての債務負担行為補正がなされるが、今後、議会側に十分に情報提供をされ、事業費の拡大とランニングコスト拡大にならないよう、十分に留意されたし。

○分科会長（田中藤一郎） ありがとうございます。

それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午後2時13分 分科会閉会

午後2時13分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 委員会を再開します。

次に、協議事項（4）番、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。別紙1をご覧ください。

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として申し出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

その他について、委員の皆さんから何かご発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ないようですので、次第5番、特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時14分 委員会閉会
